

平成十三年度 皇學館大学神道研究所公開学術シンポジウム（平成十三年十月二十七日開催・於伊勢学舎倉陵会館）

近代欧米諸国に於ける政教関係

発題者

司会 新百大高原
田地石畠田一
均章眞郎明

【進行】 定刻になりましたので、これから平成十三年度神道研究所公開学術シンポジウムを開催いたします。最初に本研究所所長の井後政晏が開会のご挨拶を申し上げます。

【所長】 本日のシンポジウムの開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。皇學館大学の神道研究所には五つの部門がございますが、その第三番目の部門で神道史の分野を扱うことになっております。その中で近代については新田均所員を中心に研究を進めていただいておりまして、「近代日本の政治と宗教」という大きな問題を手がけております。そして、この問題に関しても、皇學館大学以外の方々にも参加いただいたり研究しようではないかということで、今日ご出席をたまわっております先生方に

研究嘱託という形でご参加をいただいております。今回のシンポジウムつきましては、これに先立ちまして平成九年に「国家神道」を中心課題としてシンポジウムを催した経緯がございます。その折りのシンポジウムの結果といたしまして、近代のヨーロッパやアメリカの政教関係についても十分把握する必要があるんじやないかという点に辿り着きました。そこで、日本との比較ということを念頭におきまして、今回このようなシンポジウムを開催する運びになりました。皆様のご参加を得まして実りのあるシンポジウムに致したいと考えておりますので、ご協力をたまわりますようお願いを致します。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

【司会】 司会を務めさせていただく新田でございます。どうかよろしくお願ひします。さて、これからシンポジウムを始めますけれども、各先生方に発題していただく前に、先程所長から簡単な説明がありましたが、このシンポジウムの趣旨についてもう少し詳しく説明しておきたいと思います。

前回のシンポジウムにおいては「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって」と題しまして、近代日本、すなわち明治から昭和の初めまでの日本の政治と宗教の関係を、大枠としてどう考えるべきかということをテーマと致しました。大枠を問題にするということになりますと、当然、枠を決める基準ということが大切になるわけですが、これまで、歐米の憲法理論の中で言られている政教関係の類型というものが一つの基準になつておりました。主なものをおきますと、国教制。これは一つの宗教を国の宗教と認めてその教えを強制する制度です。次に公認宗教制度。これは、国民に信教の自由を認めつつ、ある一つの宗教を国の宗教と定める、あるいは複数の宗教に特権を与えるという制度です。それから、すべての宗教を私法人として政府が平等に扱う政教分離制。こういう大枠があるわけですけれども、しかし少し立ち入つて、何をそれぞれの制度の本質的部品と考えるのか、具体的にどの国をどの類型に当たはめるのかとということになりますと、研究者によつて大きな違いがあります。

それから、これまでの研究では、近代日本のことを論じる場合

本来ならばカトリックの国も取り上げないと十分ではないのですが、事情があつて残念ながら今回は取り上げることができませんでした。今後の課題にしたいと思つています。それではまず原田先生からよろしくお願ひします。

〔発題〕

【原田】 國學院大學の原田でございます。私はイギリスの政教関係についてお話をいたします。皆さんがイギリスについてどういふ印象を持つておられるか分かりませんが、先ほど新田先生が言われた類型について申しますと、一般的にイギリスというのはアメリカとの対照で語られます。アメリカが政教分離の国であるのに対し、イギリスはアングリカン・チャーチと言いまして、国教会制度を探つてゐるために、国教制度に近い制度であると理解されております。これは今日においてそうであるばかりでなく、明治のはじめの頃からそういう理解がございました。

例えば、明治七年に創刊された『明六雑誌』の第五号に、加藤弘之という有名なドイツ学者が「米国政教」という翻訳を載せております。三回の分載になつておりますが、これはアメリカ人牧師のトンプソンという人が、牧師をやめてからドイツに渡り、当時はビスマルクの文化闘争期のドイツですが、ベルリンに滞在しておりましたときに『教会と國家』という書物を書きまして、それを加藤弘之が訳したものですね。全部を訳したわけではなくて、

に、近代の日本と近代の欧米を比較してみると、この視点がほとんどの、近代の日本と現代の日本とを比較するとか、極端な場合には、近代日本の「実態」と現代の欧米の「理論」を比べるとか、そういうことしか行われていなかつたわけです。

そこで、近代日本の理論や法制度、さらに運用実態と、近代欧米のそれとを比較してみる必要があるだろうということになったわけです。ところが、近代日本については、実証的な歴史研究の成果としてかなり詳しいところまで明らかになりつつあるわけですが、近代の欧米のそれについては大雑把な理論しか知られていないというのが実情です。これでは近代の日本と近代の欧米を比較しようとしてもできないわけです。

そんなわけで、明治憲法制定当時、明治二十二年（一八八九）当時、つまり十九世紀後半ということになるわけですが、この時期の欧米の政教関係がどういうものであったのかということを、そこには前史も含めてやや詳しく検討してみようというのが、今回のシンポジウムの趣旨であります。

今日お話しただく先生方それぞれのご紹介は割愛させていただきますが、ご発表いただく順番は、まず國學院大學の原田先生にイギリスについて、日本大学の高畠先生にアメリカについて、京都大学の大石先生にフランスについて、日本大学の百地先生にドイツについて、という順でお話をいただきます。

なお、本日取り上げる国々は全てプロテスタントの国々です。

第一章だけを抄訳したものですが、そこにアメリカとイギリスの対比が出て参りまして、アメリカというのを要するに「祭政分裂し、政教を乖離する国である」と書いてあります。それに対してイギリスは「容認（トレランス）」の国であるとあります。

アメリカは国教会を有しない。「一教一派」を以つて本教本派とすることはしない。ですから憲法上において諸教諸派とも同位同等である。これに対してイギリスは国教会というものを定めて、同時に諸教会も容認する体制をとっている。この両者は基本的には違うんだということを述べておられるわけです。

したがいまして、この加藤などの時代からずっと、アメリカとイギリスは好対照の国として描かれてきたわけです。そして、現在でもそういう理解が一般的ではないかと考えます。

そこで、これからイギリスという国の政教関係というものを考えていく場合に、やはりこの加藤も言つておられるところの「寛容（トーランス）」ということをどう理解するのかということが一つのポイントだらうと思います。つまり他の宗派を容認するというのがどういう意味を持つのかという点が一つのポイントになるのだろうと思います。

それと同時に、イングランド国教会といいますか、イングランド教会というものをどのように位置づけるかということが、もう一つの課題になるかと思います。つまり他の宗派を容認するという「リッジメント」という言葉の使い方が問題になります。

現在の議論を少しそ紹介申し上げれば、オックスフォード大学の政治学の教授でバグダナーという学者がおりますが、彼は『君主と憲法』（一九九五年）という著作の中でその「エスタブリシメント」ということについて論じております。バグダナーは、国家がある種の制定法上の承認を与えるといふ」とが「エスタブリッシュメント」である。これは教会が国家に完全に従属するという意味ではないんだ。さらに、この「エスタブリッシュメント」は國家と教会との間の唯一の関係を示す正確な言葉ではない。搖れ動くものである、というふうに觀察しております。つまり、「エスタブリッシュメント」のあり方は変化する、ということを述べてい るわけです。

さるにバグダナーは、現在においては、要するに、ある種の公的儀礼的な目的のために特定の教会が承認されているにすぎない関係であるというような言い方をしておりまして、この点をどう考へるか。つまり、このような政教関係をいわゆる国教制度の国として理解すべきかどうかという点も課題になるのではないかと思つております。

一、イギリス国教会体制の形成

（1）一六世紀の国教会体制（法的形態の確立）

それでは、歴史を大まかにたどりつつ、以上に述べた課題について考へていきたいと思います。まず、十六世紀に国教会体制ができる。これは制定法によつてできるわけですが、詳しくは、

「法」は、秘密の集会を開くことを禁じたもので、特にピューリタン諸派を念頭に置いたものです。さらに、それを実効的なものにするためにそこに立ち入る牧師を制限したのが「五マイル法」です。このような動きが見られたのですが、ところが、そのまた反動として、一六八九年の名誉革命後にいわゆる「寛容法」（Toleration Act）が制定されます。そこから複数教会制を認める体制が出来、非国教徒に対する種の宗教的な寛容を及ぼすということがなんですが、そこで考へておかなればならない点が、「寛容（toleration）」と「包括（comprehension）」という二つの概念を区別することだと思います。

（3）「寛容」と「包括」

一七世紀後半の非国教徒政策については、「寛容」と「包括」ということをどのように理解するかという点が、一つの重要なボイントのように思えます。予め申しますと、この時点におきましてはカトリックというのは寛容の対象にはなつておりません。イギリスはカトリックに対してはかなり敵対的な姿勢を今まで取り続けます。十九世紀まで取り続けるということになります。ですから、ここで寛容の対象となつているのはプロテスタンのいわゆる非国教会派です。これらについて、刑法の適用を免除して、国教会の外で様々なプロテスタン諸派が礼拝することを認めるというのが「寛容」というあり方です。

他方で、その当時はもう一つの非国教徒政策というもののが考え

付録の「イギリス政教関係史略年表」を御覧下さい。十六世紀、一五〇〇年代に国教会体制が法律によつて確立されたという点が、超法規的に行われた大陸諸国との相違かもしません。「イギリス政教関係 キーワード」のところでイングランド国教会というものがどういうものかということを書いておきましたのでこれも伴せてご覧下さい。

（2）一七世紀後半における非国教徒政策の変更（寛容法の制定）

十六世紀に創られた国教会体制が大きく揺れるのは十七世紀です。特にピューリタンなどの出現によりまして国教会は激震を被るということがあります。例えば、ピューリタン革命によって、主教制度というものは廃止されます。それから、これが最も重要なと思ひますが、共通祈禱書（「Book of Common Prayers」）を廃止して、国教会の縛りを緩くするというようなことがピューリタンによつて行われました。

ところが、一六六〇年の王政復古により、国教会が再建されます。その時に、「教義の弾力化」ということが試みられたわけですが、国教会側からの強い反発が出まして、失敗します。その後敗の反動でもしろ、一連の弾圧法というものが作られます。弾圧法といふのは、非国教徒に弾圧を加えて、国教会の力を何とか保とうとしたものです。一六六一年の「自治体法」、六四年の「集会法」、六五年の「五マイル法」などがその顕著な例です。「自治体法」は官職から非国教徒を排除するというもので、「集会

法」は、要するに、非国教徒を「包括」する、つまり、国教会の内部に取り込んでしまいましょうということです。言つなれば、国教会側の儀式だと教義といふものを緩やかにすることによって、穏健な非国教徒が改宗しやすくし、国教会の中に取り込みましょうというあり方です。

非国教徒のプロテスタン諸派について、この二つの方策が考へられていました。それが「包括」ということです。そのための意味は、要するに、非国教徒を「包括」する、つまり、国教会の内部に取り込んでしまいましょうということです。言つなれば、国教会側の儀式だと教義といふものを緩やかにすることによって、穏健な非国教徒が改宗しやすくし、国教会の中に取り込みましょうというあり方です。

非国教徒のプロテスタン諸派について、この二つの方策が考へられていました。それが「包括」ということです。そのための意味は、要するに、非国教徒を「包括」する、つまり、国教会の内部に取り込んでしまいましょうということです。言つなれば、国教会側の儀式だと教義といふものを緩やかにすることによって、穏健な非国教徒が改宗しやすくし、国教会の中に取り込みましょうというあり方です。

（4）カトリックの脅威

一七世紀におきましては、国教会側は、非国教徒プロテスタント対策と同時に、カトリックに好意を寄せた王様に対抗しなければならないという事情がありました。王政復古によつて王位についたチャールズ二世は、「自治体法」などの一連の非国教徒弾圧法（「クラレンデン法典」と呼ばれる）制定の後、フランスのル

イ十四世と密約を結んでカトリックの復活をはかるようになります。そこで、議会は一六七三年に「審査法（Tests Act）」を制定して、国教徒以外の者（主としてカトリック）を公職から追放します。ところが、チャールズ二世の弟でカトリック教徒のヨーク公ジエームズがジエームズ二世として即位すると、審査法を無視してカトリック保護政策をとるようになりました。そのため、国教会とプロテスタン系非国教徒が反王的になつたのです。一六八八年に議会がジエームズ二世を廢して、女王メアリと夫のオランダ総督オレンジ公ウイリアムを王に迎かえることを可決し、翌年二人が王位につくという過程を経て名誉革命が成就しますと、先程も申し上げましたように、寛容法が制定され、カトリック以外のプロテスタン系非国教徒が容認されることになつたのです。

（5）一八世紀の政教関係（政党政治の進展の中で）

十八世紀になりますと、イギリスは議会政治の世紀になります。そこでは、レジュメに掲げたような、要するに、プロテスタンントとカトリックという宗派対立が、ホイッグとトーリーという議会における政党の対立と結びつくということが顕著になつてまいります（ローチャーチ＝プロテスタン化＝ホイッグ、ハイチャーチ＝カトリック化＝トーリー）。

その理由は、議会政治と言うものがだんだん大きな意味を持つてまいりますと、プロテスタン系の非国教会の人たちと

いうものが、議会にとつて、特にホイッグですが、無視できない勢力になつてまいります。選挙その他議会政治を行つていく上で、プロテスタン系の非国教会徒といふものが無視できない存在になつていくわけで、政治的な意味において、プロテスタン系非国教徒に対してある種のシンパシーといいますか、配慮といいますか、そういうことをせざるを得なくなつてきたわけです。

その観点から反非国教会的な立法、つまり官職に非国教会徒はつけないという「審査法」ですが、この撤廃運動などが議会で盛んになされるということが起つてまいりました。つまり、議会の中で非国教会徒をどのように処遇していくか、あるいはその利益をどのように法律その他で認めていくかという議論になつてゆくことになるわけです。

その他、十八世紀においては、クウェーカー教徒に対する十分の一税の支払いを免除する法案などとか、モートメイン法案といいまして、国教会の牧師さんが慈善団体に寄付をするという形で蓄財を行うことを禁止する法案などが盛んに議会の中で議論されたりしております。つまり、議会の中での様々な政治的な駆け引きで、国教会、非国教会の争いが起つてくるというのが十八世紀の特徴です。たとえば、一七六九年の『イギリス法紀義』の中でも、W・ブラックストンは次のように觀察しています。「国教会の信仰以外の信仰告白の寛容はいまだ原則ではなく、例外である。しかしこの時までにはプロテスタンの非国教徒の中の比較的正

統な分派は礼拝と教えを説くことの自由を享受していた。毎年制定される免責法はこの分派の人々が官職を保有することを可能にしたし、また彼らが議会議員選挙で投票したり、議会のどちらかの院の議席を占めることを許さないものは、それまでも全くなかつたものと私は思つてゐる。

カトリック教徒に関しては事情はなおはるかに異なつていて。カトリックは単なる宗教的誤謬としてだけでなく重大な政治的危険物として扱われてきた。」

そして、このような争いの中で、「教会の役割が低下する」ということが出てまいります。キーワードのところに「エラストス主義」と書きましたが、これはその当時主張された考え方で、要するに「宗教上の決定に対する最終的な決定権は教会ではなくて国家にある」つまり議会がイニシアティブを取るんだということです。このような主張が盛んに唱えられることによりまして、国教会自体の役割が低下いたします。

二、一九世紀イギリスにおける政教関係

そのような流れの中で十九世紀になりますと、ある種の特徴が現れてきます。一つは、ホイッグとトーリーというチャールズ二世の時代に全盛期だった党派関係から、ビクトリア時代になりますと、自由党と保守党という形での二大政党制というものが形成されます。これが先程申し上げました十八世紀的な風式から申しますと、国教会と非国教会の対立的な関係に置き換えられる。つま

られることです。都市において選挙権を持たない、民主化されていない市民というものがいる間においては、「審査法」の廃止といふことはあまり意味を持たなかつたわけですが、選挙法の改正とあいまつてみますとこれは重要な意味を持つてくる。非常に大きな影響力を持つてくるということになるわけです。

カトリック教徒については、先に一九世紀までずっと弾圧の対象であった、「寛容法」の対象外であつたというふうに申し上げましたが、一八二九年になつて漸く「カトリック教徒解放法」が制定されたのです。

さらに、六八年には「強制的な教会税」というものが廃止されます。これによって、国教会が國費によつて維持されるということがなくなりまして、国教会が自分で集めた資金で運営されていくという在り方に変わります。トーマス・アースキン・メイといふ人が『憲法史』（一九一二年）という三冊から成る大部の書物を書いていますが、それなどを読みますと、ナショナルなインスティテューションと言えるためには、國費によつて維持されているという点が重要で、その意味で一八六八年の強制的教会税の廃止といふものは重大な意味を持つんだと書つております。

これらの点を総合しますと、やはり、十九世紀といふのはイギリスの政教関係にとつては非常に重要な時期であつたと思いますし、ある意味で寛容的な在り方というものがこの一九世紀において徹底されるということになつたのではないかと考えます。

もう一つは、アングリカン・チャーチをエスタブリッシュメントと呼ぶことの意味についてです。エスタブリッシュメント・チャーチを、公定宗教体制という意味で理解しますと、一九世紀に制定された様々な法律は、ある意味で国教会体制をゆるめるという意味を持つてゐるわけです。

確かに現在でもイギリス国教会には特別な待遇が与えられています。二十六人の聖職者が上院議員になつてゐると、国教会の牧師が民法上の婚姻を施行するとか、聖職者は国王への忠誠を誓うとか、あるいは、戴冠式などの儀式の面でもそうかもしだせん。しかしながら、他方においては、国家からの援助、財政的な援助は受けていません。つまり一八六八年以降は自由獻金制度による教会運営が行われているわけです。さらに教会の組織もかなりモクラティックな運営がなされているというふうにいわれております。

こういう観点から見ますと、国王が必ずしもヘッドとして機能しているということではなさうだという理解もできるわけで、分離型に近いものとして位置づけることもできるのではないかと思われます。類型論からいいますと、たつた一つの教会だけを保護し、排他的な特權を付与するというのは、ステイト・チャーチで、国教かもしれません、「包括」ではなく「寛容」の道をとつてきたイギリスについては、複数の教会を容認して、さらに信仰の自由を認めるという体制ですから、ドイツなどの国家教会関係

三、イギリス政教関係の理解の仕方

最後に、イギリスの政教関係というもの理解といふことについて申し上げておきたいと思います。

一つは先ほど申しました十七世紀に提起された「包括」と「寛容」という在り方に関してです。「包括」という考え方は、繰り返しになりますが、国教会の教義を緩和することによって他派を取り込むということを意味します。もしこの政策がイギリスの基本的政策として、その後の歴史、イギリスの政教関係というものをリードすることになつていれば、多元的宗派間の対立的な併存という状態は生まれなかつたはずです。つまり、ステイトチャーチといいますか、一元的な国家教会制度という体制を採用しようとするならば、この「包括」という在り方が選ばれたのではないかと思います。

しかし実際には、「寛容」という道が選ばれたわけです。といふことは、多元的宗派の対立的併存といいますか、「永遠の対立」という状況下での「安定」という道をイギリスの政教関係は選んだと言えるのではないかと思っております。とすれば、リジッドな意味で国家教会制といふものをイギリスが選んだということは、この点からすれば、必ずしも言えないのではないかと考えられます。アングリカン・チャーチといふものが公定的な宗派として位置づけられるにしても、かなり政教分離型に近い国家・教会関係であるといふこともできるのではないかと思つております。

【司会】ありがとうございます。今まで出てきたことで基本的なことですが、カトリックとプロテstantとということですが、カトリックというのは、もともとずっととあつたキリスト教で、それが十六世紀に入りまして宗教改革といふものがありまして、そこから「聖書に帰れ」というルターの主張などによつて新たに出てきたのがプロテstantです。それから、イギリス国教会は基本的にプロテstantということでよろしいですね。イギリスの場合には、プロテstantとしての国教会と、国教会に属さない非教徒としてのプロテstant、それからカトリックといふ三者があるということを念頭に置いていただきたいと思います。このプロテstantとカトリックの違いについては、これからもお話を前提になるのではないかと思いまして、つけ加えました。それでは高畑先生、アメリカについてお願ひします。

【高畑】日本大学高畑でございます。アメリカは今日、政教分離国と考へられていましたし、明治期の日本においてもアメリカは政教分離国とみなされていました。ところが、その内実は、宗教に対する、特にプロテstant・キリスト教に友好的です。それは、ピルグリム・ファーザーズ伝説に象徴されるように、アメリカは

宗教迫害を逃ってきた人々が移民入植して形成された国家であることからも理解できると思います。そして今日においても、様々な政治的・社会的な式典は宗教的因素を何かしら含んでいます。例えば、歴代大統領は、聖書に手を置いて就任宣誓を行いますし、連邦議会、州議会においては、聖職者の祈禱で各会期を開会しています。さらに、アメリカ貨幣に刻印されている国家のモットーは「我々は神を信する」です。このような点から、アメリカをキリスト教国であるとみなす宗教学者、社会学者もおります。社会的にキリスト教を重視しながら、宗教制度では政教分離制を採用するところに、アメリカの特徴を見ることが出来ると思います。

本報告では、宗教移民が開拓した国家がどのように政教分離制に移行したかという経緯とともに、独立期から一九世紀にかけて、アメリカ式政教分離というものが何を意味したのかを述べたいと思います。

まずははじめに、国教制を意味する establishment of religion の二つの意味について述べたいと思います。一つは、伝統的・ヨーロッパ的な意味です。それは宗教あるいは宗派が、政府との結び付きを通じて、法的に独占的な特権を享受することです。具体的には、第一に異教徒の信仰の自由の制限あるいは禁止、国教宗派の信仰強制・教義教育の強制、第二に異教徒に対する公務就任資格の剥奪、財産権などの制約、第三に国教宗派に対する寄付の強制（後の教会税となる）、第四に国教宗派の内部事項——例えば

信仰は政治を支え、政治は信仰を擁護すべきであるとのカルヴァン主義的神聖政治を実践し、クウェーカーやバプティストなどを異端として激しく迫害しました。この時期、ボストン近郊のセイラムで魔女狩りが行われ、二十名が処刑されたのは有名です。つまり、北部植民地では、伝統的な意味での国教制が採用され、信仰強制・国教派の礼拝参加の強制、教会税課税などが行われました。その後、イギリスの王政復古に伴い、国王直轄植民地となり、伝統的な意味での国教制は廃止されました。

一方、南部は、宗教的理由ではなく主に経済的理由から移民する人が多い植民地であり、自然とイギリス国教会が国教の位置を占めました。そこではキリスト教各派の信教の自由が認められていましたが、イギリス国教会の優遇と国教会維持のために課税されていました。ただし、バージニアではイギリス国教会の力が強く、イギリス本国で寛容法が制定されたにもかかわらず、宗教的寛容はありませんでした。その具体的な内容は、第一にあらゆる伝道師はイギリス国教会の様式でキリスト教を伝道しなければならない。第二に住民総てに、教会へ行くこと、安息日を遵守することを義務づけ、聖職者に定期的な宗教教育の実施を命じ、冒瀆、聖所侵犯などの宗教に対する罪、および三位一体論（神と聖靈とキリストの神性）に対する批判を厳しく処罰しました。第三に国教会聖職者の生活費を公費負担することと、およびその財源として住民総てに対する十分の一税の課税。第四に結婚式の司宰

宗教指導者の指名や儀式もしくは教義の内容——についての政府の干渉です。

これに対して、アメリカでは別の意味をもつていたといわれています。それは、一つあるいは複数の宗教の優遇、もしくはプロテスタント全体の優遇であり、具体的には、一つあるいは複数の教会に対する法的な承認と公金による財政援助です。なお、アメリカにおける establishment of religion は、従来「国教の樹立」と一般に訳されてきましたが、この語はアメリカ独立期の宗教制度の実態を正確に表わしたものではないと考えられますので、本報告では「法定教会制」と訳すことになります。

このような違いを前提としながら、次に、植民地時代の宗教制度を見ることにします。

一、植民地時代（一七世紀～一八世紀）の宗教制度

周知のとおり、アメリカ合衆国はイギリス植民地十三州が連合して形成された国ですが、開拓当初から総ての植民地が母国イギリスの国教であるイギリス国教会を信奉していたわけではありません。北部は、政祭一致を唱えるカルヴァン主義の会衆派（ピューリタンの一派）が支配的でしたが、中部植民地はキリスト教各派が入植し、信仰においては多様で、イギリス国教会を信奉していたのは南部の植民地でした。

会衆派などのピューリタンが支配していた北部は、イギリスヨーロッパでの宗教迫害を逃れてきたにもかかわらず、入植当初、

を国教会聖職者に限定し、総ての聖職者に三十九箇条の信仰規準を強制し、教会建設費及び修繕費を課税する、というものでした。中部植民地は、オランダやスウェーデンの植民地であつたことや、ドイツ系移民が多く入植していたことから、イギリス領になつた後も、宗教的には寛容な土地でした。例えばクウェーカー教徒であったウイリアム・ペンが拓いたペンシルベニアは法定教会を設けませんでしたし、その属領的植民地であつたデラウェアも同様であります。また北部でありますが、政治と宗教との分離を主張していたバプティストが開拓したロードアイランドは、当初から政教分離制を採用していました。オランダ領であったニューヨークは、一七世紀後半イギリス領になつた後も、オランダ系移民への配慮として、イギリス国教会とともにオランダ改革派を法定教会として認め、法定教会複数制を探っていました。

この法定教会複数制というのは、植民地の中に法定教会が複数存在するということであり、具体的には、各タウン（行政上の最小単位）がその住民投票によつてプロテスタント各派の中から法定教会と牧師を決定することになつてきました。したがつて、各タウンによって法定教会が異なる可能性があつたわけです。その住民は、当該教会の信者であるかどうかにかかわらず、教会維持のために課税されました。また、どの宗派も、選出された聖職者は州知事によつて牧師職に任命されました。その後、一七三一年までには、法定教会複数制は、植民地の中で複数の教会が法定さ

れるだけではなく、各教会の維持はそれぞれの信者に対する課税によつてまかなわれる、ということを意味するようになりました。つまり、教会税は、住民がそれぞれの信じる宗派の維持のために課税されるものとなつたわけです。しかし、プロテstant各派あるいはキリスト教以外の者は、法定教会維持のために課税されました。

国教制が廃止された北部も法定教会複数制を採用するようになりましたが支配的であった会衆派が法定教会の地位を占めました（なお、ボストンは信徒の寄付で教会経費が充分まかねられていましたので、教会税は課税されませんでした）。しかし、イギリス本国の統制が強まるとともに、イギリス国教会を法定化する動きが起り、一七二〇年代以降、各タウンでイギリス国教会と会衆派の両派が法定されるという法定教会並立制が採られるようになりました。また一七三〇年代には教会税を拒否していたバプティストやクウェーカーに対する免税も認められるようになりました。

このように、独立革命直前の状況は、法定教会制を採用する北部・中部植民地、政教分離制を採用する一部の中部植民地、イギリス国教会を法定教会とする南部植民地、と分けることができます。アメリカへの入植者の總てが信仰に篤いわけではありませんでしたが、一八世紀半ばに起つた第一次信仰復興運動を契機に人々の信仰にある結束を見るようになり、これが独立への機運を高めるものとなりました。またその中で、政教分離を主張するバプティストやクウェーカーに対する免税も認められるようになりました。

複数制を採用する州もあつたわけです。

連邦憲法修正第一条制定時（一七九一）、バーモントを含む七州が法定教会複数制を採用していました。この七州のうち四州がプロテstantの法定であり、残る三州が（カトリックを含む）キリスト教の法定でした。独立後、法定教会制は、プロテstantのいくつかの宗派あるいは総ての宗派を公平に公的に支援することを意味するものになりましたが、当時北部においても南部においても、法定教会制は眞の宗教に対する害悪であるという考え方方が広まつていきました。また独立革命を契機にイギリス国教会への支持は失われ、南部諸州は法定教会複数制に移行しましたが、その多くの州が一八世紀末までに政教分離制（法定教会の指定と教会税課税の廃止）を採用するようになりました。

バージニアは独立後もイギリス国教会の法定を存続したが、一七六七年にイギリス国教会法定制の内実を支える法律（イギリス国教会を批判する宗教意見の禁止、国教会への出席義務、国教会式以外の礼拝の差別、および公の宗教儀式の国教会化〔特に結婚式〕など）を廃止しました。さらに、一七七九年にはイギリス国教会維持のための教会税を廃止しますが、各宗派維持のため的一般教会税を新設することについて政治的対立が起り、反対派のマディソンやジェファーソンが「請願と抗議の書」を著して新規の教会税案を廃案にしたのは有名です。バージニアは、この新税の廃案をもつて政教分離制に移行したといわれています。

ストが勢力を伸ばしたことは、後の政教分離制へ移行する要因の一つであつたと見ることができます。

一八世紀末にはアメリカの法定教会制度は他宗教の信者を強制するものではなく、また法定教会自体も他宗教と比して優遇されたものでもなくなっていました。他方で、キリスト教は社会の発展繁栄や秩序維持のために不可欠なものとして、その社会的役割が強く認識されました。例えば一七八七年の北西部条令は「良き政府と人々の幸せに必要な宗教、道徳、知識：は、将来にわたつて奨励されなければならない」と規定しています。

二、建国時（一七八八年～一八三三年）の宗教制度

一七八八年に発効したアメリカ連邦憲法は、新たに発足した連邦政府のみを拘束する憲法であり、この憲法が明示的に禁止していない事項は、（今日でも）州の権限であると考えられています。オリジナルの連邦憲法は人権保障規定を持っていましたが、一七九一年に憲法修正が行われて、人権規定が新たに設けられました。その第一条に政教分離規定を見るることができます（連邦憲法修正第一条「連邦議会は、法定教会の設立に関わる法律…を制定してはならない」）。

このように連邦政府は政教分離制を採用しましたが、他方、州政府は連邦憲法とは関係なく、自由に宗教制度を採用することができます（連邦憲法修正第一条「連邦議会は、法定教会の設立に関わる法律…を制定してはならない」）。

このように連邦政府は政教分離制を採用しましたが、他方、州立後プロテstant各派の公平な支援を基本としていましたが、法定教会制を廃止するきっかけとなつたのは、三位一体論をめぐる会衆派の分裂でした。この分裂によって会衆派は守旧派とユニテリアン派に分かれ、法定教会の地位および教会財産をユニテリアン派が得たために、信者数では上回る守旧派が法定制の廃止を主張するようになりました。そして同様の主張を提唱していたセツツ州憲法改正が大多数の賛成により可決されました。これをもつて、アメリカでの法定教会制は終焉したといわれています。

三、一九世紀の政教関係——事実上の国教としてのキリスト教

このように、アメリカは連邦においても州においても、一九世紀前半には、政教分離制へと移行しました。しかし、この政教分離制が意味するものは、今日のそれではなく、政府による特定宗派の法定禁止、教会税の禁止、プロテstant宗派の公平な取り扱いということでした。他方、キリスト教は良き政府と人々の幸せに必要なものであり、政府は（宗派的に偏りなく）キリスト教を奨励する責務を負つてているという認識は、政教分離制の成立後も多くの人々の意識の中にありました。この時期の政教分離理解の代表的なものとして、当時の連邦最高裁判事であつたストーリー

(Joseph Story, *Commentaries on the Constitution* (1833)) の見解を引用します。

「秩序ある社会はキリスト教信仰と無関係ではありえない。文明社会がキリスト教無しで存立するとは考へ難い。キリスト教徒について、キリスト教信仰の奨励が政府の義務であると云ふことを疑うことはできない。また、キリスト教奨励を不当だという者はまずいらないだろう。」

「連邦憲法制定時、他人の権利を侵害しない限り、政府はキリスト教を奨励すべきである、というのが一般的な考へであった。」

「修正第一条の真の目的は、イスラム教、ユダヤ教や異教の奨励ではない。それは、キリスト教各派間の敵対を排し、連邦政府の庇護を受ける全国的な法定教会の設立を禁止したのである。この条項は、宗教迫害を廃絶し、信教の自由を保障したのである。」

「」のような政教分離理解の下で、カトリックやキリスト教以外の宗教信者、無神論者に対する差別は、依然として存在している。以下、植民地時代にイギリスから移入された宗教制度で、政教分離制の下でも存続した諸制度を列挙します。

(1) 宗教審査

公務就任時や法庭での証人宣誓時に、プロテスタント的信仰、あるいは（キリスト教的）絶対神の信仰の表明をその条件とすることを宗教審査（religious test）といいます。連邦憲法は、第六条において公務就任の際の宗教審査を禁止しています。しかし、

(2) 冒瀆罪

冒瀆とは、神やキリスト教をあしらまに罵る」とあります。それはキリスト教を否定することであるとみなされていました。キリスト教を基盤とするアメリカでも、これは社会秩序を乱す行為（公的ニューサンス）として处罚の対象となつており、これを处罚する州法は一八三〇年代までは、頻繁に適用されていました。冒瀆が处罚せられるのは、キリスト教がコモンローの重要な部分であるという、当時広く認められていた認識に基づきます。例えば一八一年にニューヨーク州で下された判決は次のように述べていました。

「これまで冒瀆罪はコモンロー上罰しうるところでした。なぜなら、神の冒瀆は、道徳を廃し、秩序を乱すからである。すなわち、社会の重要な部分を乱すからである。」

「道徳は社会の紐帶である。我々はキリスト教的国民である。そして、我ら国民はキリスト教原理を受け入れているのであるから、キリスト教を汚す行為は秩序に反する行為である。したがって、冒瀆罪ほど社会に対する重大な犯罪はない。キリスト教は、我等の法と無関係ではない。」（*People v. Ruggles*, 8 Johns. 290 (1811)）

この冒瀆罪は、アメリカ人はキリスト教的国民であるという認識に依拠しているわけですから、キリスト教に対してのみ成立し、イスラム教や仏教に対する不敬は犯罪にならないとみなされていました。

州においては、連邦憲法制定当時（ローランドアイランドとデラウェアを除く）十一の州が、キリスト教徒以外の者の公務就任を禁止していました。その後、一八世紀末までに南部の州では公務就任時の宗教審査を廃止しました。しかし、メリーランド、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ペンシルベニアの各州は、一九世紀以降も、公務就任をプロテスタントあるいはキリスト教徒に限定していましたが、絶対神の信仰を表明させることでユダヤ教徒にも門戸を開放していました。しかし、不可知論者や無神論者、絶対神信仰ではないと考えられていた仏教徒などには、公務就任の途は閉ざされました。

法庭における宣誓は、神に対しても偽証を防止することを目的としていました。したがつて、神を信じず、神に対して嘘をつくことに何ら恐れも感じない者（異教徒）は、偽証する可能性があるとして、法庭において証人にになれず、もしくはその証言内容の確証性が疑われていました。しかし、ヒンドゥー教徒など異教徒でも「神を信じ来世での応報を信じる」ならば、法庭で証人となることが植民地時代でも認められていました。一九世纪においても、多くの州憲法は、信仰を理由とする証人適格を否定する規定を定めていましたが、一八七〇年ごろには、六州で信仰を問わず異教徒に証人適格を認めるようになりました。

(3) 日曜安息日法

一八二八年のマサチューセッツ州での裁判（*Commonwealth v. Kneeland*, 37 Mass. 206）を最後に、この冒瀆罪は、表現の自由や信教の自由に反するという理由から、一八八〇年代まで適用されませんでしたが、一九世紀後半から一九二〇年代にかけて、無神論者や異教徒移民の増加による信仰風紀の乱れを原因として再び適用されるようになりました。

日曜安息日法は、日曜を安息と信仰の日とし、労働や商取引、遊戯などを禁止した法律です。これは植民後かなり早い時期に法制化された制度で、当初はキリスト教的意義を有していましたが、一八世紀にはその意義を失い、市民の健康安全確保を目的とする法律へと変容していきました。この法律に対して、ユダヤ教徒やプロテスタントの一派などで土曜日を安息日とする者から、第二の安息日を強要されるもので、信仰の自由の侵害であるとの主張がなされるようになりました。しかし、裁判所は一九世紀を通じて、日曜安息日法の世俗的側面を強調して、その合憲性を認めてきました。例えば、ベンシルベニア州の裁判所は次のように判決しました。

「善良な社会では、一定の間隔で休日が必要であり、議会はその休日を決定する権限をもつ。」

「キリスト教社会において、日曜が休日となるのは不思議なことではない。しかしながら、日曜安息日法は世俗的な法規である。」

「本法は、信仰を強制するものでもなければ、法定教会を設立するものでもない。」

「どの日を休日にするかは、便宜的な問題にすぎない。また、本法がユダヤ教徒や土曜日安息宗派の信者に二日連続して休むことを要求するものであるにしても、それは付隨的な障害であつて、それをもつてキリスト教を優遇しているところとはできない。」

(Specht v. Commonwealth, 8 Pa. 312 (1848))

連邦最高裁も、日曜安息日法は休日の確保という世俗的な要請から正当化されるものであり、宗教的な意義はないとして、容認しました (Soon Hing v. Crowley, 113 U.S. 703 (1885))。

(4) 公立学校における宗教教育

植民地時代から、キリスト教文明の育成と維持を目的とする教育は、北部を中心に発展してきましたが、本格的な公立学校設置の動きは一八三〇年代に始まります。公立学校は、教育の機会均等という要請のほかに、プロテスタンティズム的価値観と文化を保持するため、あるいはアメリカ文化の中でプロテスタンティズムの優位を確保するために設立されました。一八三〇年代は、各州において政教分離制が成立した時期でもあるので、公立学校でも宗派教育は禁止されました。しかし、キリスト教一般についての宗教教育とキリスト教に基づく道徳を教えることは許されると考えられ、それは聖書朗読を通して行われていました。ただし、宗派的な聖書解釈は禁止されていました。公立学校においては、プロ

テスタンティズム派間の違いを超えるために、誰もが受け入れられるように解説なしに聖書を読むことが重要だと考えられました。この背景には、プロテスタンティズム各派の違いを超えて、アメリカ的宗教の萌芽を生み出した、第二次信仰復興運動の影響があると思われます。

一八四〇年ごろになると、アイルランド系カトリック移民の増加に伴い、公立学校でのカトリック問題が顕在化しました。プロテスタンティズムはカトリック児童の公立学校通学を望んでいましたが、カトリックは公立学校でのプロテスタンティズム的宗教教育に反発しました。第一に、彼等はプロテスタンティズム的聖書〔欽定聖書〕の使用を拒否しました。次に、カトリックにとって解説なしの聖書朗読はプロテスタンティズム式であり、受け入れることができないものでありました。カトリックは教会の教えを通して聖書を理解するのであり、解説なしの聖書朗読は聖書理解を誤らせるものと考えました。

このようにカトリックはプロテスタンティズムの「キリスト教の基本理念」の教育を拒否したために、東部ではカトリック排斥の暴動（一八四四年のフィラデルフィアでの暴動）やカトリック教会焼き討ちなどが起きました。また、反カトリック主義は一八七〇年までの教科書の主題であり、カトリックは誤った宗教であり、国家の脅威と教えられていました。

このように公立学校に通うカトリック児童はプロテstanティズムの教育の徹底を図つたものと思われます。

(5) 立法・司法におけるキリスト教の承認（議会開会時の祈禱など）

色の排除を求めるべく、逆に多くの州で宗教系私立学校（カトリック教区学校）への公金支出を禁止する州憲法の改正が成立するという結果になりました。さらに、「公金による宗教学校援助の禁止」「公立学校での宗派教育の禁止」「宗教への政府援助の禁止」「公立学校での聖書朗読の容認」などを規定する連邦憲法改正案（ブレイン連邦憲法修正案(1875)）が連邦議会に提出されるほど、反カトリック運動は高まりました。このような動きを、ある学者は「一九世紀半ば以降のアメリカ法の伝統は、宗教学校には公金を援助しないという分離型であったが、この伝統は、反カトリック主義とカトリック系移民に対する迫害と結びついていた」と評しています (Douglas Laycock)。

さて、一九世紀において公立学校での聖書朗読を義務付けていたのはマサチューセッツ州だけでしたが、一九一〇年以降に十一の州とワシントンD.C.で聖書朗読を義務付ける法律が成立し、他の十州もその朗読を容認する法律を可決しました。一九三四年の段階では、二三州が法律で聖書朗読を義務付けもしくは容認していました。これは、一八八〇年代に始まる南欧・東欧・東洋からの「新移民」の大量流入がアメリカ社会の統一性を損なわせたために、ワスプなどの「旧移民」が同化政策の一として、プロテ

スタンティズム教育の徹底を図つたものと思われます。

議会開会時の聖職者による祈禱は独立期（大陸會議）からの伝統であり、第一回連邦議会においても継承されました。また一七八九年にはその費用を公費で負担することが法制化されました。政教分離制成立後においても、ほとんどの州でこの祈禱は行われていました。

一八九二年当時、四十四の総ての州憲法にキリスト教に対する敬意が記されており、キリスト教の社会に対する良き影響を州憲法の基盤としていました。例えば、マサチューセッツ州憲法やメリーランド州憲法、オハイオ州憲法は「神への崇拝は人々の権利であり義務である」「良き社会の確立には宗教が不可欠である」と規定していました。

大統領就任式における祈禱および就任演説での神への言及も初代のワシントン大統領以降継続して行われていました。また裁判所の法廷開廷時の祈禱はイギリスの慣行を移入したものであり、州裁判所などではその後継続して行われています。連邦最高裁ではジョン・マーシャル (John Marshall) 最高裁長官就任以降この慣行が行われています。さらに連邦最高裁は「我々は宗教的な国民であり、この国はキリスト教国家である」 (Holy Trinity Church v. United States, 143 U.S. 457 (1892)) などと、アメ

リカの宗教的性格を認める発言¹⁾をしばしば繰り返してきました。

以上、植民地時代から一九世紀末までの、アメリカ宗教制度を概観してきました。そこで分かることは、アメリカ社会が、政教分離制を採用していながらも、キリスト教を社会の根幹とみなし、政府による奨励を当然のことと考えていた、ということです。この考え方が一九世紀末においても強く意識されていたことは、当時の代表的な法律家であったクーリーの以下の説明を見ても明らかです（Thomas Cooley, *A Treatise on the Constitutional Limitations* (5th ed. 1898)）。

「一九世紀末の各州憲法に共通した政教分離の具体的内容。

1. 政府と宗教の結合の禁止
 2. 宗教、宗派間の不平等取り扱いの禁止（主にプロテスタント、キリスト教的理解の範囲内）
 3. 宗教を維持するための課税禁止、および宗派教育のための課税禁止（その他、宗教礼拝強制の禁止、「信仰を理由とした」信仰表明あるいは宗教活動規制の禁止）
- 「上記に抵触しない限り、政府は、人々の信仰心を鼓舞し励ますために、公の儀式などで（キリスト教の）神を厳肅に承認することはできる。軍隊付聖職者の指名、議会開会時の祈禱、教会財産の免税などは憲法の原則に反するものではない。またアメリカをキリスト教国と認識することも政教分離に違反しない。」
- 四、二〇世紀後半の政教関係

【司会】 それではここで五分ほど休憩を取りたいと思います。

【司会】 それでは大石先生、お願ひいたします。

【大石】 大石と申します。今日はフランスについてお話し申し上げますが、一応資料を用意しました。年表を含めたレジュメ、フランスの憲法の関連する部分の翻訳、それからキーワードで、フランスをやる場合には割合とこういう見慣れない言葉が出て参ります。所々でご参照いただければありがたく思います。

過去のことを申し上げる前に、まず現在のフランスの宗教的な色分けがどうなっているかについて申し上げておこうと思います。まずは、カトリックですが、これが八〇パーセントくらい。現在のフランスの人口が五八〇〇万人くらいですから約四六〇〇万人です。その次にプロテスタントで、これはルター派とカルヴァン派の両方を含めて一一七万人くらいおります。ユダヤ教の方はもっと少なくて六十六万人くらいです。最近特に増えていますのがイスラム教でありまして、ドイツでも同じようなんですが、フランスの場合には正確な数はわかりませんが、現在四〇〇万人前後はいるだろうといわれております。宗教人口でいいますと、現在はカトリックに次いで第二の教勢を誇っております。これはもちろん新しい現象でありまして、これから主としてお話ししま

1)のようない見解は、一〇世紀後半まで継続し、その一部は今日も存続しています。二〇世紀半ばに連邦最高裁は、州の活動を規制する連邦憲法修正第一四条の規定する「自由」に修正第一条の政教分離原則が「編入」されるとして、各州に残る宗教制度が連邦憲法に違反するかを審査するようになりました。そこでは、Everson 判決に見られるように、厳格に政治と宗教を分離する姿勢がとられました。そのため、公立学校での祈禱および聖書朗読が禁止され、公務就任時の宗教審査も憲法違反と判決されました。しかし、州法では依然として厳格な姿勢は取られておらず、今日でも二つの州でこの宗教審査を州憲法で規定しています（一九六一年連邦最高裁は州の宗教審査を憲法違反と判決しています）。

また、連邦最高裁は、日曜安息日法については、市民の健康増進という従来どおりの理由から合憲と判断しました。そのため、現在八つの州で、日曜の営業および労働を禁止する法律が存在しています。さらに、五つの州で冒瀆罪が規定されており、一九七〇年代には実際に冒瀆罪が適用されました（いずれも公訴取消）。最後に、議会開会時の祈禱は連邦議会をはじめ、ほとんどの州で行なわれており、二十州で法制化されています。

今日のアメリカでも、特に州法レベルでは、キリスト教がアメリカ社会の根幹をなしているという認識が未だに強く支持されていると理解することができると思いません。

これらを別にしますと、フランスは九十六の県から成っているのですが、その内のドイツの国境に近い三つの県、ここはアルザス・ロレーヌ地方と呼ばれる有名なところで、ある時期にはドイツ領だつたりフランス領だつたりした所ですが、ここでは先ほど言つた政教分離法というのは適用されていません。前の時代のが現在でも行わっているんです。アルザス・ロレーヌ地方では、十九世紀の初めから二十世紀の初めまで続いた制度、フランスの他の地域ではもうなくなつてしまつたものが今でも行われているという特色があります。

さて、(1)アンシャン・レジームの時代というのは、カトリック国教制度の時代です。次いで、(2)フランス革命期というのは非常に混乱した時期でありまして、国家と教会を分離するという考え方がとられる一方で、「理性」や「至高存在」というものを祀つたりもしました。いろんな人を処刑して、最後は自分が処刑されてしまったロベスピエールがやつたのがこの祭典です。ですから、政教を分離すると云いながら、しかし何某かのものをあがめ奉るという非常に混乱した時代でした。

そこで、それでは困るというので、ナポレオンの時代ですが、宗教なき社会は羅針盤なき船であるというので、ローマカトリック教皇庁と一種の国際条約を結びまして、安定した政治と宗教の関係にしようとしたのが、(3)一八〇一年以後のコンコルダ体制であります。これを国教制度という人もいますし、あるいは公認宗

教制度という人もいますが、国教制がフランス革命前の体制、つまり他のものは許さない、他宗派は迫害するという「絶対国教主義」だとすると、十九世紀から二十世紀初頭までの体制といふはそうではなくて、カトリックを中心にはなるけれども、ユダヤ教とかプロテスチントとかもちろんと公に認めて、その司祭といいますか、宗教的な教師にも給与を払うということが行われたので、「相対的国教制度」、あるいは公認宗教制度ということができるます。

ところで、日本で明治憲法が制定された一八八九年頃という的是微妙な時期なんです。公認宗教制度であったことはあったのですが、それが少しずつ崩れると云いますか、反対論が出てきて反省が進められたという時期であります。特に教育の方面で、プロテスチントの方から、教育をカトリックが独占しているというのはおかしいじゃないかと批判がさかんに出されまして、一八八二年のフェリー法とか、一八八六年のゴブレ法とかいう形で教育における政教分離が進んでいた時期に当たります。そして、ついに一九〇一年には結社法というものが制定されました。これは、一面ではいろんな団体を自由に結成することができる結社の自由を認めた法律ですが、他方ではそれまでカトリックの教育を担つてきた修道会对して非常に厳しい規制を課したものでした。それが高じて一九〇四年、フランス政府は、ローマ・カトリック教会の本家であるローマ教皇庁と外交関係を断絶し、さらに一九〇五年

年には、いわゆる政教分離法が制定されるというのが大きな流れになります。

二、コンコルダ体制の法的枠組み

(一) 一八〇二年四月の「宗教組織法」

さて、もう一度戻りますが、フランスのアンシャン・レジーム時代については非常に有名な言葉がございまして、「一人の国王、一つの法律、一つの信条」と言います。国王と法令とカトリックの信条が一体となつていたのがアンシャン・レジームの時代でした。国王の宗教がカトリックで、したがつて国の宗教がカトリックとされたわけです。こうなるとプロテスチントの扱いが問題となります。これについては一五九八年に「ナントの勅令」というものが出来されます。カトリックが国の宗教であるけれども、プロテスチントもそれを理由に迫害しないというふうに、信仰の自由が認められたわけです。が、安定しませんで、一六八五年に国王の一存で撤回されてしまいました。

そういう頑迷固陋なカトリック教会の教義と国王の制度とが一緒になつていて不正悪事を働いたというので、革命期はそういうものをすべて倒そうということが行わされました。有名なフランス人権宣言などは、いわば「アンシャン・レジームの死亡証明書だ」と言われます。

この時期は、先ほども言いましたように非常に混乱した時代であります。政教分離といながら、もう一方で公の祭祀が行わ

れました。さらにカトリック教会の力を削ぎ、なくすために、一七九〇年に「市民聖職者組織法」という法律が制定されます。カトリックには一つのピラミッド型の構造がありまして、大司教、司教、そして司祭という聖職位階制の構造になつてているわけですが、これを崩すために、市民が聖職者になるということを国の政策としてやつたわけです。ですから、カトリックの方にとつてはとんでもない法律ということになるわけです。

いろいろと混乱があり、また革命で血なまぐさいこともたくさんありましたので、何とかそれに決着をつけなければならないないという気運になつていきます。そのような時にちょうどナポレオンという人が登場して、このナポレオン政府とカトリック教皇庁との間に約束が結ばれました。これが一八〇一年のコンコルダと呼ばれるものです。これは条約ですから、フランスの国内法にしなければなりませんでした。今でもそうですが、国際条約が結ばれますと、それを国内で実施するためにはもう一つの措置が必要で、そのため作られたのが一八〇二年四月の「宗教組織法」といわれるものなんです。これによつて一応の安定の時期を迎え、これが非常に長く一世紀以上もこの体制が続くことになりました。

この法律の中身は必ずしも単純ではなくて、先ず先ほど言つた国際条約の部分をフランスの国内法にするというのが第一部です。それに伴つて附属条項というのをフランスの政府の方で作りました。それが第二部をなしておきました、ずいぶん長く全体で七十

七ヶ条あります。これはカトリック教会及びカトリック聖職位階制、あるいはカトリック信者について定めた部分です。さらに、これと同時にプロテスタントに関するもので、教会の組織の仕方とか運営の仕方、どういう宗教的な教師がいてどれくらいお金をもらうのかというようなことを全部定めました。これが四十四ヶ条あります、第三部です。こういうものをすべて含んでいるのが一八〇一年の「宗教組織法」であります、これが実際上コンコルダ体制の中身ということになるわけであります。

具体的に、例えばカトリックについてどういったことが書いてあるかと言いますと、第四条にはフランス政府がフランス国内の司教を任命することができるという権限が書いてありました。それから第十四条では、任命された司教あるいは司祭に対しても俸給を保障するということが規定されていました。そういうものが法律の中身です。

一般には、コンコルダ体制といいますが、十七ヶ条の政教条約だけではなくて、それをも含んだ、カトリックについての七十七条の規定、プロテスタントについての四十四ヶ条の規定を、合わせますと百三十八ヶ条ですが、これに後で述べるユダヤ教に関する規定を合わせると、実際に全部で二百五ヶ条になります。そういう膨大な規定からなる一八〇一年の法律が、宗教団体法だとか、宗教法制に関する基本法というものになっていたということです。

(二) コンコルダ体制と憲法との関係

カトリック教会は、ローマ教皇を首長とする普遍的カトリック教会に結ばれているが、同時に、その管理に政府が直接関わっている国家教会である、③「カトリックの祭祀は、フランス国の公務員であり、その運営のために一定量の財源が充てられ、その執行には公務員である一定数の官吏が参加する」というものです。しかし、これはフランス革命前のアンシャン・レジームとはすでに違います。にもかかわらず、アンシャン・レジームの時代を「国教制度」といい、一八〇一年以後も「国教制度」というと、区別ができます。アンシャン・レジームの時代は、他の宗派の自由を認めなかつた。特にプロテスタントの自由を認めなかつたし、場合によつては迫害しますし、刑法上の処罰もありましたし、戸籍はカトリック教徒だけしか作られませんでした。これがなければ公の職務にもつけません。これは「絶対的国教主義」といべきものでしよう。これに対し、コンコルダ体制におきましては、カトリックが国教と定められてはいるものの、「寛容」が当然のこととして認められました。この体制も国教制度だとデュギイは言いますが、しかし、その中身を見れば「相対的国教制度」と言つべきでしよう。

そうであるとすると、第一の見方として、「相対的国教主義」ということであるなら、もうまざらわしい国教制度という言い方はやめて、「公認宗教制度」と呼ぶべきではないかという議論が出てくるわけです。実はこの「絶対的国教制度」とか「相対的国

このコンコルダ体制と憲法体制との関係についてですが、コンコルダ体制を敷いておりましたその時期に、いくつか憲法が変わっています。憲法が変わってますが、政教関係はずっと変わっています。一八一四年六月四日の憲章、一八三〇年八月十四日の憲章、これらを見ますと、「各人は平等な自由をもつてその宗教を表白することができます」ということが書いてあります。一方で、一八一四年の憲章の第六条を見ますと、「普遍的な使徒継承のローマの宗教」、カトリックのことですが、それが国教であるということが書いてあります。しかも第七条にそこに属する司祭は国庫から俸給を受けると書いてあります。同じことが一八三〇年の憲章にも第六条で書かれています。さらに、同じことが一八四八年の憲法にも書いてあります。これは共和制憲法なんですが、第七条に司祭が国から俸給を受けるということが書かれているわけです。

(三) コンコルダ体制の位置付け

さて、一番の論題でありますコンコルダ体制をどういうふうに見るかということに、話を絞っていきたいと思います。

今まで説明したようなコンコルダ体制を「国教制度」といつものではないかという議論が一方にあります。レオン・デュギイというフランスの有名な公法学者の名前を挙げておきましたが、この人は国教制と見る人です。その中身は①「カトリックは国教であり、フランス政府の公定宗教である」、②「フランス・

て支払うということが行われていたようです。

ユダヤ教の公認は割に早く、一八〇八年に公認するという旨の政令が出ております。また、ユダヤ教のラビ、宗教的な教師に俸給を払う、つまりキリスト教と同じ扱いをするという法律は一八三年に出でております。さらに、一八四年五月二十五日の勅令で、ユダヤ教の教団組織の在り方についてこと細かく定めました。全部でなんと六十七ヶ条あります。ということはつまり、コノカルダ体制の内訳というのは、カトリックについては政教関係条約で十七ヶ条とプラス附属条項で七十七ヶ条、プロテスタントについて附属条項四十四ヶ条、そして、一八〇二年の宗教組織法の中には含まれていませんが、一八四四年の勅令全六十七ヶ条でユダヤ教の中身を教团組織の仕方から運営の仕方まで事細かに定めるという事だつたわけです。

少し話し足りないところもありますが、時間がまいましたので、この辺で発題は終わりたいと思います。レジュメの3のフランスにおける「信教の自由・政教分離」論というところは、政教関係に關わるフランスでの言葉の問題を扱つたものですが、見ていただければ分かると思いますので、後でご質問があれば補足をしたいと思います。

【司会】ありがとうございました。それでは最後に百地先生、ドイツについてお願ひいたします。

【百地】日本大学の百地でございます。近代ドイツの政教関係についてお話をさせていただきますが、実は私がドイツの政教関係に興味を持ち出しましたキッカケの一つは、学生時代に当時一橋大学教授だった田上穰治先生が、昭和三十九年頃のものだと思いますが、「憲法講座」という本の中で、「宗教に関する憲法上の原則」という論文を書かれていたのを読んだことでした。その論文中で田上教授は、明治憲法下の政教関係というのは実は当時のプロイセンの制度と非常に似ていてと説明していたんですね。これは私には非常な驚きでした。といいますのは、最近でこそ新田さんとか國學院大學の阪本は丸先生とかによつて戦前の「国家神道」に対する誤解偏見というものが解かれてきておりますけれども、まだ当時は、戦前の日本は國家神道と言えば非常におどろおどろしい、世界的に見ても異常な宗教制度であるかのように言われていたからです。そういう時代にそういう文章を読んだものですから、これは面白そうだということで、そのあたりがキッカケとなつてドイツのことを勉強し始めたわけであります。

それともう一つは、日本の政教関係の研究ですが、私は特に政教分離関係の裁判に関わる形で入つたんです。例えば愛媛の玉串料裁判もその一つですが、これは県の側を支援するという形でかわりました。また大阪ではお地蔵さんをめぐる裁判がありまして、これも大阪市から依頼を受けて鑑定書を書きました。それから

ら、大分県の大嘗祭をめぐる裁判。こういった形で色々な裁判に關わる中で政教問題についての関心を深めていったわけですが、そういう中で気がつきましたのは、先程新田さんから話がありましたように、日本における政教関係についての考え方というのは、戦後のいわゆる「政教分離」を絶対的なもの、ベストなものと考えて、それに引き替え戦前は如何にひどかったかという視点で貫かれているということでした。いわば、現在を絶対視して、歴史の縦軸の中で過去を一方的に批判するというやり方が中心だったわけです。それはそれで一つの比較方法かもしれないけれども、近代日本の政教関係を正しく認識するためにには、明治国家の時代、当時、世界の国々がいかなる制度を採つてたのか、そういう横軸から考えてみる必要もあるのではないかと考えるようになつたわけです。

そこで、ドイツについてのお話しをはじめる前に一つ申し上げておきたいことがあります。それは、ドイツというのは、国の歴史も制度も非常に複雑だということです。ご存じのように中世に存在した神聖ローマ帝国は、現在のドイツだけではなくて、オーストリアなどを広く覆つた帝国でした。その中でドイツの各領邦が次々と誕生していくというふうに、国家構造が二重構造になっています。その上、二重構造をとっている国々（領邦）の中には、プロテスタントの国もあればカトリックの国もある。またプロテスタンントでも、カルヴァン派の国もあればルター派の国もあると

いうわけで、国家構造が複雑である上に、宗教も様々であるという状態だつたわけです。この複雑さを先ず念頭におくことがドイツの政教関係を理解する前提になります。

一、前史

（一）国教制＝領邦教会制の成立

さて、今日は近代ドイツの政教関係を、特に日本の明治憲法下の政教制度と平行する時代を中心に、ちょうどプロイセンの時代ですが、そのあたりを中心いて説明したいと思います。ただし、その前に前史として、国教制の時代を簡単に見ておきたいと思います。神聖ローマ帝国は一八〇六年まで続きます。ここではカトリックが国教とされ、神聖ローマ皇帝はカトリック教会の擁護者とされていました。この帝国の中には多くの領邦（ラント）が存在していました。三百くらいでしょうか、一種の二重構造になつていました。そして、この領邦が時代が下るにしたがつて実際には国家としての実体を持つようになり、その中で国教制度が確立していくわけですが、その出発点となつたのが一五五五年のアウグスブルクの宗教和議でした。

これによつて「領邦教会制（Landeskirchentum）」が成立します。これはドイツの政教関係を考える際の一つのキーワードです。ドイツにおける国教制とは、すなわちこの「領邦教会制」のことです。Landeskirchentum という言い方は、現在でもあります。これは「州教会」と訳されますが、かつての「領邦教会」

制」というのはまさに国教制度でありまして、これが成立するのが一五五五年です。

この時に初めて、それまではカトリック一色だったのに、宗教改革を経て、ルター派の信教の自由が認められました。ただし信教の自由とは言つても、それはカトリック以外はルター派のみで、しかも「領主の宗教は領民の宗教」(cuius regio, eius religio)、つまり領主がカトリックだったら領民は全員カトリック教徒にならなければいけない、また領主がルター派に改宗すれば領民も全員ルター派に改宗しなければならない、そして、どうしても改宗したくない領民はその他の領邦へ移住するしかないという制度でした。ただしそうは言つてもあまりそれを強行すると、現実には領民がいなくなってしまう可能性もありましたから、徐々に異教徒であつても認めるという寛容の方向に向かつていきました。

この領邦教会制においては、領邦君主がプロテスタントの場合には世俗の国王がいわば新しい教会を作つたわけです。ローマ教会とは違う新しい教会を作つて自らがそのトップに納まる。教会の首長になる。丁度、イギリスでイングランド教会というのを作つて、国王がその首長に納まつたのと同じような制度を想像したらいいかと思います。

その点カトリックの場合は、世俗の国王がカトリック教徒だつ

たためにその教会の首長になつてゐる場合もあれば、司教とか大司教とかそういう聖職者が君主となつて教会を治める場合もあ

れることになります。ただし、この憲法は流産してしまいました

が、そこでは領邦教会は今後は存在しないというような規程も出てきております。

二、ドイツ帝国時代（一八七一年—一九一八年）

(一) プロイセン王国

さて、日本の明治憲法とパラレルな時期となるのが、一八七一年から一九一八年のドイツ帝国時代です。この時期については、その帝国の中心であったプロイセン王国とそれにバイエルン王国とをとりあげました。といいますのは、ドイツ帝国ではプロイセン国王がドイツ帝国皇帝を兼ねており、人口的にも領土的にもドイツ帝国の五分の三くらいを占めていたと言われておりますから、プロイセンの動向というのが非常に重要だからです。そして、もう一つはバイエルン王国はカトリックの大國でした。そこで、この二つの国の制度をざつと見ていこうと思います。

まずプロイセンについてですが、国家と教会との関係を規定した重要な法として一七九四年の「プロイセン一般州法」という法律があります。これは国家と教会との関係について包括的な規程を定めたものです。これは後にドイツ全体にもかなりの影響を及ぼすことになりました。そして今日でもこの法律は影響を持ってゐるというふうにいわれております。それから一八五〇年の「プロイセン王国憲法」。さらに、一八六九年の「市民および公民關係における宗派同権法」。これも後に国家と教会の関係について

ドイツ帝国全体に適用されますから非常に重要な法律です。

これらの法令によつて規定されたプロイセン王国の政教関係を整理してみますと、公認宗教制度というふうに考えられます。まず、既に申し上げましたように国教は否定されましたが、福音主義教会とカトリック教会が公認の宗教とされました。福音主義教会といつるのはドイツ独特の教会で、ルター派とカルヴァン派が一緒になつてできた教会です。どうして、そのような教会が出来たのかと言いますと、国王がルター派からカルヴァン派に改宗するという事件があつたわけですが、領民の大部分はルター派のままでした。この状態を何とかしなければならないということで、両派と一緒にした福音主義教会と、いうドイツ独特の教会ができたわけです。それはともかく、福音主義教会とカトリックといつてもいいですし、ルター派とカルヴァン派とカトリックといつても良いでしようが、その間での宗派同権 (Parität) が認められました。こうしてプロイセンにおいてこの福音主義教会といつのが出来るわけですが、さらにプロイセンがボーランドの一部も領有するようになりますとカトリック教徒もそこに多数入つてきますから、カトリック教徒に対しても寛容政策を採らざるを得なくなつてきます。そこで、三派の同権を認めて、財政支援などの特権を付与し、国が指導監督権も行使するということになりました。

それから注目すべきは憲法の十四条でキリスト教が「宗教的行

ります。プロテスタントの世俗の君主の場合には教義からはじまつて礼拝形式、教会裁判権の行使、教会財産権などいろんなものに介入して行くわけですが、カトリックの世俗君主の場合には、恐らく教理とかまでは介入できなかつたはずです。

それから修道院領が没収されました。当時教会は莫大な領地を持つおりましたが、それを国家が没収してしまうわけです。また帝国諸都市にもカトリックルター派を選ぶ自由が認められました。これがアウグスブルクの宗教和議でした。

さらにその領邦教会制を確認したのが、三十年戦争後、一六四八年のウエストファリア条約です。ここで注目すべきは、カトリックとルター派に加えてカルヴァン派、改革派とも言われますが、そのカルヴァン派にも信教の自由が認められたことです。

(二) 国教制＝領邦教会制の廃止

ところが、十九世紀の初めにこのような国教制度が廃止されます。フランス革命の影響を受けた結果だと思いますが、一八〇三年には帝国代表者主要決議というのが行われて、それまで聖職者がいわば君主となつて教会を統治していた聖職者諸侯といったものがます廃止されます。それから一八一五年のウイーン会議では、領邦教会制つまり国教制が廃止されます。領邦教会制という名称は残りますが、それはもはや国教ではなくなる。さらに一八四八年には、ドイツ国民の基本権に関する法律というものが出来、これがかなり進歩的な憲法と言われたフランクフルト憲法に編入さ

なく、基礎とされる」と規定されたことです。これについてはG・アンシユツツという人の非常に詳細な注釈書があるんですが、これについてはまた何れ詳しく報告したいと思います。

さて、信教の自由については、州法の第二条によつて「全ての国民に完全な信仰の自由および良心の自由の保障」を認めるといふことになりました。ただし、ここでは信仰の自由とはいいましてもあくまでも内心の自由とどまつていたと思います。ところが、一八五〇年のプロイセン憲法になりますと、いわゆる内心的自由だけではなくて、宗教活動の自由まで認められるようになります。

ところで、明治憲法下の政教関係について、主要な法源法令を総合してみると、私自身は公認教制度、つまりプロイセンにかなり近い公認教制を採用していたと見て良いのではないかと考えております。ご存じのように神社は非宗教とした上で國の營造物とされていましたし、それから教派神道、仏教、キリスト教を宗教として公認するという形を取っていました。

さて、公認教会に対する財政的支援の問題ですが、ドイツ、プロイセンでは、修道院領、教会領を没収した対価として國から教会に対し給付がなされました。また、教会の建物は國から特権を享有し、教会財政は國の指揮・監督・命令下におかれています。この点、日本の場合には、明治維新後、神社・仏閣の境内地は没収されましたが、國からの給付は一部に限られていました

し、また神仏基の公認教については、直接の給付はもちろん無かつたはずです。

それから、公教育制度については、プロイセンと日本とでは大きな違いがありました。日本では、公立私立を問わず宗教教育は全面的に禁止されました。しかし、プロイセンでは、カトリックも福音主義教会も公立学校を創ることができ、それぞれの教義に則つた宗派教育をすることができました。また、国民学校でも宗派教育が行われ、生徒には出席義務が課され、様々な宗教儀式等も行なわれているし、祈祷等も行われていました。この点は我が国との大きな違いです。

(二) バイエルン王国

次にバイエルン王国ですが、ここではもともとカトリックが領邦教会として存在したわけですが、政教関係の法源としては一八八年のバイエルン憲法。それから同年のバイエルン宗教勅令。これはプロイセンの一般州法と並ぶ重要な法でありまして、今日まで影響を持っています。それから政教条約（コンコルダート）。そういうものが重要な法源になつております。

このバイエルンにおきましても、国教は否定されて公認教制が採用されまして、カトリック、ルター派、カルヴァン派が公認されておりました。それから、バイエルンにおいては、市民権・公民権は公認教会に属する国民のみに保障されることになつております。

このバイエルンにおきましても、国教は否定されて公認教制が採用されまして、カトリック、ルター派、カルヴァン派が公認されれておりました。それから、バイエルンにおいては、市民権・公民権は公認教会に属する国民のみに保障されることになつております。

三、ヴァイマル共和国時代（一九一九～一九三三年）

一九一九年には革命によって帝政が倒れましてヴァイマル共和国が出現します。ここでも基本的には公認教制を取りました。ただし、君主制は崩壊しましたから、君主が教会の首長であるという制度は廃止されます。つまり、領邦教会制の終焉（王座と祭壇の結合）の終焉」ということが言われるわけです。

それからもう一つプロイセン時代と違いますのは、公認教会に対して国から直接給付を行なうというやり方は、國家の宗教的中立性という立場から廃止されました。その代わりに憲法で、公認教会には信徒に対して課税を課しても構わないという制度を採用しました。それが教会税です。

それから、ドイツ帝国時代の重要な事件の一つに、いわゆる「文化闘争」がありました。これはビスマルクによるカトリック、つまり中央党への攻撃であり、カトリックに対する弾圧です。日本本の戦前のいわゆる「国家神道」時代について、よく宗教弾圧があつたということが問題とされます。しかし日本では、教義つまり信仰内容そのものを理由とする弾圧と、いわゆる内なる心の自由だけではなくて、宗教活動の自由まで認められるようになります。

(三) 文化闘争

それから、ドイツ帝国時代の重要な事件の一つに、いわゆる「文化闘争」がありました。これはビスマルクによるカトリック、つまり中央党への攻撃であり、カトリックに対する弾圧です。日本本の戦前のいわゆる「国家神道」時代について、よく宗教弾圧があつたということが問題とされます。しかし日本では、教義つまり信仰内容そのものを理由とする弾圧と、いわゆる内なる心の自由だけではなくて、宗教活動の自由まで認められるようになります。

止されました。

あと、ナチの時代にはいわゆる宗教迫害等がありましたが、これは省略いたしまして、これでちょうど三〇分になりましたので、ごく大雑把な説明になりましたけれども、以上で私の報告を終わらせいただきたいと思います。どうありがとうございました。

【司会】ありがとうございました。これから二十分休憩をとります。その間にこちらで論点整理を行いまして、それから討論に移りたいと思いますので、三時四十五分から始めます。

【討論】

【司会】再開いたします。ここからは討論の時間になりますが、まず私が各先生方の発表を聞かせていただいて、お教えいただきたくと考えたことをいくつか申し上げます。それをキッカケにして、議論を深めて参りたいと思います。

それでは、発表順に従いまして、まず、原田先生にお伺いします。一七世紀においては、国教会側は、カトリックの王にも対抗しなければならなかつたというお話がありました。世界史のごく一般的に知識では、たしか、国教会は離婚を禁じてカトリックを嫌つた国王（ヘンリー八世）が創立したものだつたと思います。そうすると国王が創つた国教会がどうして国王と対立することになつたのかお教えいただければと思います。

ストファリア条約によつて各領邦（ラント）ごとの領邦教会が、それぞれ国教として成立し、再確認されたということでした。その後、一八〇〇年代にこの領邦教会制＝国教制が廃止されて行つたというお話がありました。ところが、プロイセン王国、バイエルン王国の後のヴァイマル時代についてのお話においても「領邦教会制の終焉」ということを言わされました。そこで、両者の違いについてお話をいただきたいと思います。

それからドイツでは福音主義教会という他国にはない独特的の教会を、カルヴァン派とルター派を併せて創つたということですが、それは国家が強制して創つたものだつたのでしょうか。また、ドイツではユダヤ教はどう扱われていたのでしょうか。それから、レジユメを見ますと、三枚目のところに、一八七二年「イエズス会取締法」というのが書かれています。イエズス会はカトリックの修道会の一つですけれども、イエズス会が取り締まられるこの辺の経緯をお教え下さい。

付け加えますと、イギリスでは一八一九年に「カトリック解放法」を定めて、カトリックを認めたということでしたが、カトリックが寛容に扱われるいくのとイエズス会の寛容とはイコールだつたのでしようか。その辺のこともお話をいただければと思います。

先生方のお話は、今の私の質問に対するお答えに限らず、他の先生に対する質問、あるいは発表の補足などを加えていただいてます。

また、議会の地位が上がつたことによって、教会の役割が低下したというお話がありました。そうすると当時の教会と議会との関係はどうなつていたのか、もう少し詳しくお話を願えればと思います。

さらに、一八六八年に強制的な教会税というのが廃止になつていますが、年表を見比べてみると、今日でも国教制であると言われているイギリスの方が、ドイツやフランスなどよりも早く国教会に対する財政援助が打ち切られています。これはなにか変な感じも致しますので、その辺の経緯などもお話を願えただければと思います。

次ぎに、高畠先生に対する質問ですが、先生は一九世紀アメリカの政教関係について、「事実上の国教としてのキリスト教」という位置づけをされておられるわけですが、こういう一九世紀の関係が、アメリカの場合はいつまで存続したのかと言うことを、整理していただければと思います。

それから大石先生ですが、一九世紀フランスはコンコルドによってカトリック、プロテスタント、ユダヤ教というものを公認する体制であつたと仰つておられましたが、公認されてい宗派の中でも、カトリックとプロテスタントやユダヤ教との間にはやはり差があるのではないか。その辺がどうなつっていたかということを補足願えればと思います。

最近に百地先生ですけれども、アウグスブルクの宗教和議とウエ

も結構です。では、原田先生からお願いします。

【原田】ご質問いただいた順にお答えしていきたいと思います。

まず第一ですが、カトリックな君主とプロテスタントな国教会というのは、国王が国教会の首長なのに、どうしてそくなつたのかということですが、これについては十六世紀に国教会ができるということがそもそもどういうことであったかということをお話しなければならないと思います。ヘンリー八世という王様の時に、ローマ・カトリックから独立したイングランド国教会を創つたことがそもそも出発点です。ローマから独立するというのは、要するに、教会裁判などもそうですが、離婚や検認についていちいちローマ教皇廳にお伺いを立てていたことを止めて、国王至上主義と言いますが、国王がシューアブリームであるということを確立するということがありました。ですから、そもそも出発点はローマからの断絶なんですね。

次いで、ヘンリー八世の跡を継いだエドワード六世という王様がプロテスタントであつたために、国教会は急速にプロテスタン化するわけです。

さて、王政復古によつて王位についたのはチャールズ一世でしたが、彼はピューリタン革命で処刑されたチャールズ一世の息子です。そのチャールズ二世は、ピューリタン革命後はカトリックのフランスに亡命していました。そこで信仰自由宣言などを発

したりしていました。彼の弟がヨーク公、ジエームズで、熱心なカトリック教徒でしたが、この弟がジェームズ二世です。このように、一七世紀以降の王様というのは、ある意味でカトリック的な要素を非常に強く持っている家であったわけです。それでカトリックな君主が、プロテスチアント的なアングリカン・チャーチに対抗するということで、信仰の自由ということを盛んに言はうわけです。こうして、プロテスチアントな国教会と対立するという図式が生まれたわけです。

それから議会の優位と教会の地位の低下という十八世紀のことについてですが、これはちょっと圖式的に過ぎるかもしれませんけれども、要するに、ウォルポールという個性的な首相が登場したことが大きいと思います。彼は先ほど申し上げたエラストス主義、つまり宗教上の決定に対する最終的な決定権は教会ではなくて国家にある、だから政治がその主導力を握つて行かなければならぬと主張しました。ですから、教会の役割低下と政治の優位については、やはりウォルポールという個性ある首相が登場します。ちなみに、ハノーヴァー王朝というのはジョージ一世から始まりますが、彼はルター派のプロテスチアントで、非国教徒に対し非常に同情的でした。

それから強制的な教会税の話ですが、これについてはある意味で非常に早くから取り組みが行われていたようですね。一八六八年

正第一条の観点から違憲審査ができるという方針転換をいたしました。

これが資料になります「Everson v. Board of Education, 330 U.S. (1947)」という判決です。この判決はそれまでのキリスト教に対して友好的な国家観というものは大きく異なりまして、かなり厳格な分離というものを主張しております。その内容はお読みになつていただきたいと思いますけれども、そのような方針転換が一九四七年に行われたということを踏まえていただきたいと思います。

その上で一つひとつ説明していきたいと思いますが、まず第一番目の宗教審査についてですが、これは大雑把にいえばキリスト教以外のもの、あるいは絶対神を認めないものについて、公務員になる資格を剥奪するという審査条項です。これ自体は二〇世紀の後半に至つても存在しておりました。特にメリーランド州とティネシー州という東部から中部にかけての二つの州は比較的厳格にこの規定を適用しておりまして、そのため一九六七年に最高裁判所の判決を受けることになり、信教の自由に違反するという理由で憲法違反と判決されました。

この判決を受けて一九七〇年代に、同様の規定を設けていた州は徐々に規定を変えていきます。それは「資料3、現在の州法上の宗教制度 D. 公務就任時の宗教審査禁止規定のある州憲法」というところを見ていただければ分かると思います。多くの州で

年に強制的な教会税の廃止が決まりますが、ボランタリーやもので教会のことを賄うという取り組みは、もつと前から行われていたようです。ある人の觀察に依れば、イギリスの制度というのは、法ができた時点というのは終着点であつて、それ以前に段々なされなくなってきた結果、六八年法に至つたという言い方をされています。

【司会】 ありがとうございました。それでは高畠先生お願ひします。

【高畠】 アメリカの一九世紀の政教関係で、事実上の国教としての宗教制度ががいつ終焉したのか、あるいは依然として今日まで続いているのかという問題ですけれども、この点をご説明する前に、連邦憲法裁判所、これは連邦の法律と一部の州法の違憲審査を行つた最終裁判所ですが、この裁判所が一九四七年に、連邦憲法は州の宗教制度に対してはノータッチであるというそれまでの考え方を一八〇度変えたということを押さえておく必要があります。

資料の中にあります合衆国憲法修正第一四条をご覧下さい。「いかなる州も、人からデュープロセス（適正手続）によらずして生命、自由もしくは財産を剥奪してはいけない。」とあります。これは州の活動を制限する憲法条項です。連邦憲法裁判所はこの条項に「自由」の中に政教分離条項が編入されるんだという考え方方に立ちまして、各州の宗教制度を連邦憲法憲法裁判所が修

は、公務就任当時の宗教審査を禁止するという憲法条項を設けるようになりました。ところが、ノースカロライナ州とサウスカロライナ州は連邦憲法裁判所の判決にもかかわらず宗教審査を行えという規定を設けております。実際には死文化しているとは思いますが、まだこういう規定が残つている州もあります。「（微妙な表現あり）」というような形にしているところは、「絶対神を信じるものは公務就任資格を剥奪されない」といった積極規定を設けておりまして、ではその逆の場合はどうなのか、信じない者は認められるのかというものについては、言及しておりません。これは適用次第では就任禁止ということにもなり得るわけで、それで微妙だという意味です。

さらに、アイオワ州のように宗教審査をもうけることを犯罪としている州もあります。このように州によってその取り扱いは未だにまちまちであるということを認識していただきたいと思います。

それから冒瀆罪についてですが、先ほども説明しましたように一八三八年の判決以降は、表現の自由あるいは信教の自由に違反するという主張からなかなか事件化されないまままでありました。けれども、一八八〇年以降の、南ヨーロッパや東ヨーロッパあるいは中近東からの移民が増えて、プロテスチアント的なアメリカ社会というものが脅かされた結果、無神論者が増えてきたという時代背景もありますが、プロテスチアント的なキリスト教文化を守る

というところから若干この冒瀆罪が適用されるようになつてきました。そして、適用された結果、合法・合憲であるというような判決が一九二〇年代、一九四〇年代にも下されています。

一九七〇年に、これはメリーランドですけれども、冒瀆罪は信教の自由に違反するという判決が州裁判所のレベルで下されておりますけれども、この判決が普遍性を持ったものとは認識されておりません。同じ一九七〇年頃に、特に当時の若者がキリスト教を蔑むような言葉を使いまして、それが州の警察当局に起訴されるという事件が起こっています。ただこれらの事件は控訴を取り下げられたので判決には至つてはいないのですが、このような状況で未だに適用される余地があるということあります。

それから、日曜日安息日法ですけれども、これはキリスト教の教義から週の最初の日、いわゆる日曜日は安息日として、労働あるいは商取引その他が禁止され、信仰の日として過ぎさせなければならないという規定であります。これはイギリスから導入されて植民地時代のアメリカに定着したものでけれども、一八、一九世紀あたりには宗教的な意義というのではありません認められない法律へと変化していきます。すなわち、週に一回は必ず休息の日をもうけることは市民の安全衛生確保のために必要不可欠であるという理由で、休息をとる日だという解釈になります。それがたまたまキリスト教の安息日である日曜日に合致しただけに過ぎないという理由だけで、日曜日安息日法、日曜労働禁止法、日曜休業法

といったものが正当化されています。

それから公立学校における宗教教育について、聖書朗読と祈禱という点に絞ってお話ししますと、これは一九六一、六三年の連邦最高裁判所の二つの判決において、両方とも公立学校では行つてはならないということになりました。逆にいいますと、それまではほぼあらゆる公立学校において聖書朗読と毎日の始業時前のお祈り祈禱が行われていたわけです。この判決は社会の大反発を受けまして、憲法を改正して公立学校ではお祈りを認めようではないかという憲法改正の動きもありましたが、実現には至つていません。

しかし、公立学校における祈禱をめぐる問題というのは非常に根が深くて、その後一九九一年に中学校や高校の卒業式に、学校側が誰か聖職者を連れてきて祈禱をすることは果たして許されるのかどうかというような判決が下されました。アメリカはだいたい高校くらいまでは本人が望めば誰でも進学できることになつておりますので、一応義務教育、括弧付きの義務教育でけれども、その「義務教育」の最終年度は高校卒業となつております。そのような義務教育の卒業時における祈禱が問題とされたわけです。ということは、逆にいえば、それまでは行われていたということですけれども、これは判決において、許されないということになりました。

では形を変えて、学校側が後押しする形で、例えば生徒総会などの評決で祈禱するということを表面上は生徒に決めさせ、生徒主催で祈禱するということはどうか。これは一部の裁判所で、そういう生徒主催の祈禱は許されるという判決も下されておりました。たが、一昨年の判決でそういう学校側が後押しするという形での祈禱は許されないということになりました。こうして、公立学校においての祈禱、あるいは聖書朗読というのは、原則として禁止されていることができます。ただし、それも一九六〇年代に始まつたということです。

立法・司法におけるキリスト教の承認という点でありますけれども、これは具体的には、連邦あるいは州議会の各会期の開会の

時に聖職者を公費で雇つてお祈りをさせるといつたこと、大統領が聖書の上に手を置いて就任宣誓をするといつたこと、あるいは、これはほぼあらゆる裁判所で行わっているのですけれども、開廷時に神に言及して「神よ助けたまえ」という文言で開廷するといつたことですが、これは今日でも行われています。また、現行のマサチューセッツ憲法、メリーランド憲法、オハイオ憲法の三つの憲法、あるいは調べればもっと増えてくるかと思いますが、これらの憲法には「神への崇拜は人々の権利であり義務である。よき社会の確立には宗教が不可欠である」といった文言があります。これは具体的な義務規範であるとは考えられないのですが、ただ州の精神を表した文言として、キリスト教への言及あるいは奨励というものが憲法の中にあるわけです。

このようなことからアメリカでは州のレベルにおいてはまだまだキリスト教が社会の基盤であるという考え方が根強く残っていると言えるのではないかと思われます。

【司会】 ありがとうございました。アメリカといえば政教分離の

国。それもズーと前から、憲法制定当時からというイメージを私などは持つておりましたが、どうも高畠先生のお話を聞いてみると、それは間違いだつたようです。連邦レベルでは政教分離だが、州の権限である宗教制度には介入しないという状態がずっと続いてきて、州のレベルにおいても切り離していくという事態が起

りはじめたのは一九四七年、すなわち昭和二三年、日本でいうと占領中なんですね。そこから変わり初めて、今日我々が抱いているようなイメージのものになってきたのが一九六〇年代以降ということですか。そうすると、我々のアメリカに対するイメージを随分修正する必要があるなど感じました。それでは大石先生お願ひします。

【大石】 大変難しい質問をいただきまして困っております。カトリック中心の公認宗教体制ということを申し上げたんですが、それに関連して、カトリックとプロテstantとの違いがどういうふうになつてあるのか、全くないのかどうかということになりますが、これについてはなかなか難しいところがあります。難しいというのは、間に合わなかつたという話なんですが、要するに、コンコルダ体制、公認宗教体制というものを形作っている具体的な法令があります。これを合わせますと、レジュメの大きな「2」の所でお話をしたように、コンコルダを中心に関したもののが十七ヶ条で、カトリックに関するものが七十七ヶ条、プロテstantが四十四ヶ条、さらにユダヤ教について六十七ヶ条で、全体でなんと二百五十三条くらいの膨大なものになります。その間の具体的な法令上の違いというのは、つぶさにそれを見ないとちょっと分からぬところがあるんです。

ただ思いつくことを申し上げますと、伝統的にフランスはカトリックのいわばサービスという形で行われることが多いのは、当然のことだろうと思います。したがつて法律制度ということで言えば、公認宗教制度だという議論ができると思いますが、実際上の公的生活を考えますと、事実上の国教制度ということで、レオン・デュギイが言つたような形で分類できるのかもしれません。

ただ質問がありましたので、いま急いでフランス語の条文を見ているんですが、ひとつ気がつきましたのはこういうことです。一八〇一年四月八日付けの宗教組織法の第二部がカトリックについてのものなんですが、この第六十四条・第六十五条の規定で、大司教の俸給が一万五千フラン、司祭の俸給が五百フランだと具体的に明記してあるわけです。これはコンコルダの条文を受けたものです。コンコルダの条文を受けてその附属条項という形で法律そのものの中に明記するということが行われています。もちろんプロテstant二派の牧師、それからユダヤ教のラビにも俸給が与えられましたが、いま調べている限りでは、このカトリックの国であります、「ローマの長女」みたいなことを言わされましたから、例えば、暦の上の祝祭日というのはほとんどカトリック起源です。しかも、いろいろな建物の中で公のお祈りや行事も行われることになりますと、おそらく基本的には古くからあるのですからカトリックがずっと使つてているものです。ですから、公的な行事がそいつた場所で行われるということになる

こと違つて、一八〇一年の法律そのものの中には何も書かれていません。ユダヤ教の場合は一八四四年の法律というふうに申し上げましたが、ここを見ても具体的な額は書いてありません。ですから、そういうところでカトリックの司祭については、特に明記したというところに、どうやら違いがあるのかもしれません。まあそうはつきりしたことは言えませんが、そういう違いがあるように思います。

それから、一番大きなのはやはり日常生活の中での違いです。フランスに行かれた方、パリに行かれた方は分かると思いますが、シテ島という島の真ん中に民事事件・刑事事件の最高裁判所があります。実はその隣に有名なサント・シャベル教会があつて、その教会の通りの門が閉まつてしまいますが、最高裁を通つて教会にいかなければいけないんです。私はパリいる間に、コンサートがサント・シャベルであるのですから、夕方最高裁の中を通つて教会に行つたことが何度もありました。それはもちろんカトリックの教会でありますし、そういう我々がよく知つてゐるノートルダムだとか、大聖堂だとかは、カトリックが自由に使えることになつてゐる建物ですから、実際上はカトリックの影響力が非常に強いということは、疑い得ないと思います。

なお、念のため申し上げておきますと、先ほどちょっとと言ひ忘れたんですが、日本でいう政教分離に当たる言葉として、フランスでは「ライシテ」という言葉を用います。割合に新しい、ここ

百年くらいの言葉ですけれども、いわゆる政教分離の原則を示すときにはライシテといふ言葉を使つてゐます。その中身についてですが、日本の場合には政教分離と言いますと、宗教を公認してはいけない、宗教上の教師に國から補助を出してはいけない、宗教に対して、建物を含めて便宜を図つてはいけない、建物を貸してはいけないといった内容が含まれます。

しかし、フランスの場合には、古い宗教的建物というものは、ノートルダムの大聖堂とかもそうなんですけれども、一九〇五年の分離法の第一二条によつてすべて、所有権は國か都道府県あるいは市町村にあるとされました。ですから、つい最近できた新興宗教の建物は全くプライベートな建物なんですが、一九〇五年当時すでにあつた宗教的建物はすべて、公的機関のものとなりましたから、逆に、それを無償で宗教団体にも貸すという建前になつてゐるんです。ですから、日本国憲法第八十九条の後段にあるような、公の財産を貸してはいけないというの、フランスの政教分離を語るときには全く当てはまらないということが、先ほど申し上げたコンサートの例からもお分かりになるかと思います。誤解があるといけないので、質問事項ではありませんでしたが、補わせていただきました。

【司会】 引き続き百地先生お願いします。

【百地】三点ほど質問があつたと思いますが、まず第一点目、領邦教会についてですが、日本語に訳すと同じく「領邦教会」とか「州教会」とかになるわけですが、これは歴史上のいろんな段階で意味が異なってきます。まず最初はアウグスブルグの宗教和議の段階で登場してくる領邦教会制。これは国教を意味します。つまりひとつの領邦が唯一の教会を持っていて、その信仰を領民に強制している状態です。

次の段階で、この領邦教会がウイーン会議によつて廃止されます。領邦教会という名前の教会は存在しますが、それがその領邦の唯一の教会、国教ではなくなる。そういう名称の教会は存続して、君主がその教会の首長になつてはいますが、領邦内で唯一の教会として、その信仰を強制するということはなくなりました。

さらに、次の段階では、ワイメアール共和国では領邦教会制が終焉したと言いましたが、ご存じのようにワイメアール時代になつて君主制が崩壊します。領邦教会の首長は君主だというのがこれまでの制度だったわけですが、君主が存在し無くなつたことによつて、君主が領邦教会の首長であるという制度そのものが崩壊する。ただし、州教会といいう名前の教会は残つていく。このような形で変化を遂げてきているわけです。

それから二点目の、福音主義教会のことなんですが、実は私、この細かいことは分かりません。「よく常識的に言えば、福音教会」というのは先ほども言つたようにプロイセンでは国王自身がルター

非常に警戒しておる。

それから、カトリック教徒というのは、ローマ教皇に対する忠誠が絶対なんです。国王に対する忠誠よりも教皇に対する忠誠の方が優越するわけです。ところが、近代国家が誕生してきますと、国王に対する忠誠の方を優先させなければならなくなる。それでなくては國家が成り立ちませんから。しかし、カトリック、特にイエズス会員の場合、教皇に対する忠誠の方を優先していましてから、したがつて各国で非常に警戒された。私の乏しい宗教知識の中で説明をしますと、イエズス会はそういうことがあつてかなり排撃されたのだろうと思います。

【司会】ありがとうございました。それでは、原田先生にお伺いしますが、ご用意いただいた年表の中で、「一八二九年カトリック教徒解放法」とありますと括弧して「一九二六年法により平等達成」とあります。としますと、解放されてから平等が達成されるまで約一〇〇年ほどかかるわけですが、そのことトイエズス会とは何か関係があるのでしょうか。それから、大石先生から教会財産の話が出で、フランスの場合はすべて国有財産になつているということでした。それでは、イギリス国教会の財産はどうなつてているのか。自主的な財源によつて教会運営がなされているということと教会財産の在り方、それと自主的運営への移行が早かつたということと、何か関係があるのか。この二点

派からカルヴァン派に改宗するということが起こりました。当時は領主の宗教がその地に行われるというのが大原則ですから、その原則からすれば領民も全員カルヴァン派に改宗しなければならない。改宗しない場合には、追放される。理屈から言えばそういうことになります。しかし、さすがにそれはできない。少数だから可能でしょうが、大多数の国民がルター派ですから。そこで一人の国王の信仰と大多数の国民の信仰の調整のために、福音主義教会なるものが出で来たのではないかと思います。ただし、福音主義教会は、ドイツ語でエバンゲリッシュ・キルヘと言いますが、その名称がどこから出てきたかっていうことについては、プロテスタンントの学者がいろんな説を唱えているようです。

それから三点目の、文化闘争の中で出てきた「イエズス会取締法」の問題ですが、文化闘争そのものは詳しくは勉強してはおりませんが、その前提としてはビュス九世が一八七〇年に教皇不認の教説を出し、それに対して、プロテスタンントのプロイセンが強く反発します。そういう抗争の中で、イエズス会の取締ということが行われたわけです。私の乏しい世界史の知識を基に述べますと、いわゆる宗教改革に対して、カトリック教会の方では反宗教改革という動きが現れる。その反宗教改革のいわば中心的な役割を果たした教会のひとつがイエズス会であった。そして、イエズス会というのはかなり戦闘的な集団であったようです。でありますから、ヨーロッパ各国でも警戒しております。イギリスでも

をお願いします。

【原田】イエズス会についてはよく分からんんですが、知つている範囲でお答えしますと、十七世紀の頃にカトリックの王様が出てきたということの絡みで申しますと、なぜカトリックがそれほどまでにイギリス人に恐れられたかというとですね。それは先程百地先生がお話になられたような経験があるからだろうと思ひます。一つは残酷な異端審問というものがやられていたということをイギリス人は強調しております。それからもう一つは、国王の暗殺まで謀るイエズス会士の陰謀というものは恐ろしいんだといふ表現が、私の読んでいるものに出てきた記憶がござります。さらに、フランスにおける、プロテスタンントに対する迫害・弾圧なども、イギリス人がイエズス会、あるいはカトリック全体なのかもしませんが、そういうものに対する強い警戒心をいだく原因になつていていたのだろうと思われます。

それからもう一つは一九二六年法についてですが、そのタイムラグというものについては、やはりカトリックの脅威ということに対する警戒心が拭い難くあつたということだと思います。ただし、基本的には、下院議員に聖職者はなれないということがございまして、これは何もカトリックだけではなくて、国教会の聖職者も下院議員にはなれません。

それから教会財産のことですが、イギリスでは宗教団体という

ものの位置づけが他の大陸の国々とは違つております、公益団体として扱われています。税制面でも公益団体としての優遇措置等が与えられるということになつております。そして、「チャリティコミッショն」というものの管轄下で管理されるということになつております。しかし、その財産の具体的なありようということについては、詳しく述べておりませんので申し上げられません。また調べておきたいと思います。

【司会】 ありがとうございました。イギリスの国教会についてはフランスにおけるように教会財産の没収というようなことがなかつたからこそ、國から財政援助を得なくともやつていけたのではないか等ということなども、これからお調べいただければと思います。それから大石先生、先程控え室で、教育に関して何かご議論があるというお話をしましたが。

【大石】 はい、これは高畠さん、あるいは原田さんに対する質問になるかと思いますが、フランスの場合は、一般的なライシテ、政教分離の原則が確立する前に、教育分野でライシテ化が進んだということが特徴なんですね。

一九世のコンコルダ制度の下にあって、教育の問題でいうと、

科目そのものの名前も道徳および市民教育(公民教育)と変わりましたが、そういうことがアメリカの場合どうであつたのか、あるいはイギリスの場合はどうだったのか。そういう問題があります。フランスの場合には、アルザス地方は特別なんです。アルザスでは正課として宗教教育をちゃんとやつっている。私が持つている資料では、イギリスもドイツもスペインも、宗教の学校教育があるかどうかという問い合わせには、全部「イエス」となつていて、フランスは「ノー」(ただしアルザスを除いて)となっています。

【司会】 それでは、原田先生からお願いします。

【原田】 イギリスでは、一八七〇年の「初等教育法」によりまして、公立の小学校での「宗派教育」を禁じたと言われております。ただ、その法案審議の段階で上院では議論がございまして、シラバスはその地域あるいは個々の宗教に配慮する、あるいは社会的な生活を反映すべきであるというふうにいわれました。ただここで重要なのは、始業時に行う集団礼拝や正課としての宗教教育というのを当然のこととして認められていました。一八七〇年は一般に公立学校に宗派教育を禁じたと言われておるわけですが、聖書に基づく教育ですか、キリスト教から生ずる日常道徳に関する教授というのは、宗派教育には当たらないと考えられていました。

教育制度に関しては、一九四四年の「エジュケーション・アク

実はカトリック勢力が教育をすべて牛耳ってきたという事情がありました。「教育の自由」という概念は、フランスでは非常に早くから唱えられたのですが、それは国家が独占するナポレオン的な帝国大学とかいうものに対して、カトリック側から自由を申し立てる、ですからカトリック教育の自由のための主張であります。それが認められてきたんですが、その結果、カトリックが教育を独占するということになりました。教師を修道会から派遣するとか、道徳および宗教教育というものが正課として存在しているとかいうことがあります。この宗教教育というのはもちろんカトリックの教義に従つたものです。

こういう体制に対し、大体一八七〇年頃から批判が活発になります。カトリックと国王支持派が結びついていたという政治的な背景があるものですから、共和主義者や共和派の方がアンチ・カトリックという立場と結びつく。そこで教育の場からカトリックの影響力を排除しようということが、一般的な政教分離に先駆けてかなり早くから行われ、それが一八八〇年代の一連の教育立法ということになります。

その関係でいうと、単に聖書朗読だけというのではなくて、正規の科目として宗教教育というものがどういうふうにあつたのか、その中身はどうであつたか、アメリカの場合はそれを廃止するという方向がどの程度あつたのか。フランスの場合は一八八一年の法律で、学校としては正規の教育で宗教教育をやつては行けない。

ト」というのが大きな改革であつたと普通いわれておりますが、そこでも正課としての宗教教育や始業時の集団礼拝というのは依然として認められています、ただし、親の意志によって児童が欠席する権利というものが四四年法で認められるわけです。宗派的な教育はいけないということですが、それについては宗教教育のシラバスを検討する審議会で中身を決めるということになつております。その協議会というのは宗教諸派とか、国教会とか、教員団体とか、地方教育当局、地方自治体の教育監督局の人たちが入つた審議会です。そこで、宗教教育の中身を決めるということになつております。ですから、正課としての宗教教育や始業時の集団礼拝は今でも行われていると思います。

【司会】 それは集団礼拝というのは形式は国教会方式ですか。

【原田】 形式上は特定の宗派性のないことが求められます、実体としては、多くの場合ユダヤキリスト教形式のようです。

【司会】 そうですか。そして、それに出ないという自由が認められているということですね。

【原田】 そうですね。

【司会】 正課としての宗教教育があるということですが、宗派教育であつてはならないということですから、聖書の解釈などは教えないということでしょうか。

【原田】 ですから、具体的な内容について、それが宗派教育に当たるかどうかということについては、シラバスを検討する審議会

の中で話し合つて決めるということだと思います。

【司会】 そうすると、集団礼拝はユダヤキリスト教方式で行われているが、正課としての宗教教育の中身は必ずしも国教会の教義に従つたものではないということですね。

【原田】 そうですね。

【司会】 分かりました。それでは高畠先生お願いします。

【高畠】 アメリカについてですけれども、公立学校制度が本格化するのは一八三〇年代以降です。報告では聖書朗読などはあまり義務づけられてはいなかつたと申し上げましたが、それは実は義務づける必要がないほど一般に普及していたという意味です。

少し話は変わりますが、アメリカにおける教育上の教科書は一六八〇年代に初めてボストンで出版されます。これは簡単な信仰入門というような神学的な要素の強い部分とアルファベットや単語などの教育を含むものでした。これは当時において驚異的で三〇〇万部ほど発行されたといわれております。時代は下つて一九世紀においても、教科書とは全体として三〇〇万部から六〇〇万部ほど出版されたといわれておりますが、カルヴァン主義的な要素が強いものでして、政教分離といいながらもやはり政教一致的な要素も若干含んでいたものだつたのではないかと思われます。ただし、カルヴァン主義ですから、若干宗派的とも言える

のですが、プロテスタント一般が許容し得るような教科書が用いられていましたと考へられています。

しかし、一九世紀後半になると神学的な要素は消えます。道德面といったものは依然として強調されるのですが、それは宗教的な要素を絡まない。それまでは聖書に基づいた物語が教えられていましたが、どんどん聖書物語的な要素は消えていきます。こうして、世紀の転換期、二十世紀初頭にはほぼ世俗教育というのが確立していたのではないかと言われています。

ただその中で残つていったのが、聖書朗読であり始業時のプロテスタント的な祈禱であつたわけです。しかし、この聖書朗読の聖書自身がプロテスタントとカトリックでは中身が違います。プロテスタントの聖書というものはイギリスのジェームス一世の時代に、ちょうどビューリタン革命の少し前の王様ですが、その王様の時代に欽定聖書という形で、「キング・ジエームス・バージョン」という形の聖書が作られました。その聖書に基づいて朗読するのがプロテスタント式です。これに対してカトリックは、まず聖書そのものが違うんだと言つて反発いたします。また先程も言いましたように解説なしに聖書を朗読するというのもプロテスタント的なので、カトリックは解説無しという行為自体が間違いであると言います。彼らにとつて見れば教会なり聖職者なりの解説に基づいて聖書を朗読するというのが正しいのであり、聖書の理解を誤らせないものなのです。それで、解説なしの聖書朗読とい

うにも反発いたしました。

一九世紀におけるシラバスの決定とか、教科書が検定なのか自由採用なのかというところについては、私は知識がありませんので何とも言えません。ただ先程百地先生に伺いましたら、現行では州によつて検定制度を取るところ、自由採用を取るところが分かれているということですので、恐らくこれは以前からそのままだつたのではないかと思われます。

【司会】 百地先生お願いします。

【百地】 ドイツについて述べる前に、高畠さんに少し質問したいと思います。私はアメリカが専門ではないのですが、公立学校における宗教教育ということになると、やはり宗派教育、教義まで教える宗派教育の問題が出てくると思いますが、私の理解では宗派教育が違憲とされた一九四八年のマッカラム事件と、一九五二年のゾラク事件、この二つが大事ではないでしょうか。つまり、公立学校でそれまで宗派教育が行われてきたからこそ、それを憲法違反だとする判決が出た。その後のゾラク事件では、学校では宗派教育をすることは出来ないものだから、公立学校が宗派教育を受けたい子ども達のためにはその時間は授業を打ち切つて、それぞのの教会へ行つて授業を受ける、つまり開放時間制の宗派教育にしたということではなかつたかと思いますが。

【高畠】 言葉が足りなかつたと思いますが、正規の授業としての宗教教育、キリスト教一般の宗教教育というものの自体は世紀転換の頃にはもう失われていたといえます。しかしながら、特にカトリックの生徒に対して、学校の授業時間の前後などに、日曜学校にはなかなか通いづらいというような事情を配慮して、学校に聖職者を呼んで学校の施設を使わせるという形で、カトリック教育にある種の配慮といいますか、便宜を圖るというような制度が行なわれていました。それが一九五〇年代頃に、憲法違反だとされたわけです。

これが課外授業というわけではないので微妙なのですが、カトリックの生徒が宗派教育に出席している間、他の生徒達は学校に残つて自習しなければいけないという制度だつたわけです。これが自由に彼ら家に帰れるという形でありますから問題にならなかつただらうといわれておりますが、そういう形で出席しない生徒達にも若干の義務を課して残つていなければならぬという制度にしていましたことが問題視されたわけです。

【司会】 百地先生、ドイツについてお願いします。

【百地】 ドイツの公教育について言いますと、現在でも公立の宗派学校というのがあります。カソリックの公立学校、プロテスタントの公立学校というのがあるわけです。バイエルンはほとんど

カトリックですけれども、最近では人々の移動がありますから、カトリックだけ集まっている地域とか、プロテスタンだけが集まっている地域とかいうものが無くなってきて、そういうところでは混合学校という形で、両派の子弟と一緒に通っています。無論、神論者の子弟やイスラム教徒の子弟もいます。そういった学校では宗教の時間だけは、カトリック教徒の子弟はカトリックだけ集まつて、カトリック教会から派遣された神父さんから教育を受ける。だからイギリスでは親が出席の可否を決めるということでしたら、ドイツでは十四歳までは親が判断し、それ以上になつたら子供が自ら判断することになっています。同じことが祈禱についても言えます。かつては始業時と終業時にわざわざいたわけですが、それが今では始業時だけになりました。それに、ハッセン州だったと思いますが、始業時に簡単な祈禱を行ふことも憲法違反として裁判で争われました。これについては、一九七九年に連邦憲法裁判所の合憲判決が出ています。

その判決はどういうものであったかと言いますと、信教の自由には「積極的な信教の自由」と「消極的な信教の自由」があるといふわけです。つまり、宗教教育を求めたり祈禱をして欲しいと

いうのが積極的な信教の自由で、それを拒否するのが消極的な信教の自由であるというのです。そうすると、一人でも反対する者がいたら何も出来ないということになると、積極的な信教の自由が否定されてしまう。そこで積極的な信教の自由と消極的な信教の自由の調整が必要になる。それが憲法の原則である寛容の原則であるというわけです。

そういう解釈に立つて、具体的には、大多数の生徒たち、あるいは親たちが望むのであれば、始業時に当たって、授業の前に祈禱するのであればかまわないと判断しました。なぜなら、祈禱に出席したくない子供は少し遅れてくればいいのですから。こうすれば、積極的な信教の自由と消極的な信教の自由の調整が可能となります。従つて、始業時の祈禱は今でも行われております。日本では少数者の信教の自由ということが強調されて、多数者の信教の方はどうなるんだろうと思われるような事件が続発しております。政教分離とか、国家と宗教の関係については、アメリカ、ドイツ、日本はそれぞれ違いますから、ドイツの例がそのまま参考になるとは思いませんが、こと信教の自由をめぐるこういった問題については、ドイツでの調整の仕方というのは、非常に賢明なやり方だと思いますし、何か参考にする余地があるのでないかと考えております。

【司会】 ありがとうございました。討論の終わりの時間を過ぎて

しまいましたが、実はもう一つだけ質問したいことがありました。それはどういうことかと申しますと、一九世紀後半においては、

一応どこの国でも、公務就任については信教によって妨げられないうといふが法制度上は確立していたようですが、実際どうだったのだろうか、運用の実態はどうか、ということをお聞きしたかったんです。なぜかと言いますと、幾つかの本の中に、ヨーロッパの例として、信仰を替えた為に大学を追われたとか、ユダヤ人であるために正規の職に就けなかつたということが書かれていたのを読んだことがあるからです。その辺のお話を伺いたかったのですが、とりあえずお約束の、フロアからの質問を受けることにし、時間があれば、今申し上げたことなどについてもお答えいただこうかと思います。それでは、ご質問のある方は、挙手をお願い致します。

なつた後でも、ドイツでは残っているというお話でしたが、その理由について教えていただきたいと思います。

最後に、諸国情の、例えば、フランスの一九〇五年の政教分離法が他の国にどんな影響を与えたのかとか、フランスの植民地に対しても同じようなものが適用されたのかどうか、つまり、政教分離の影響が他のところであつたのかどうかということを、ご教示いただければありがたいと思います。

【高畠】 ご質問、どうもありますがどうございます。今回は宗教制度についてということがテーマでしたので、モルモン教に対する迫害は信教の自由の問題だと思いまして触れませんでした。それで、モルモン教が当時どのような扱いをされたのか、あるいは今日のどうなつてているのかという問題ですが、まず、モルモン教は、日本ではキリスト教の一派あるいはプロテstantantの一派という形で認識されていますが、アメリカにおいては完全に新宗教で、キリスト教でもない宗教だというふうに認識されております。少なくとも一九世紀にはそういう認識でした。

モルモン教が迫害された理由の一つは、彼らがその教義において夫多妻制を採用していたからです。これがヨーロッパ的な、あるいはキリスト教的な社会規範に違反するという理由から、確か一八三〇年にモルモン教団はニューヨークで発足するんですけども、延々と迫害を受けます。延々と迫害を受けてミズーリで

一端定住するんですが、「モルモン教会は敵であり、殲滅しなければならない」と述べる知事らによつてさらに迫害を受けてだんだんと西へ行き、結局ユタ州にたどり着きました。ユタは当時、アメリカ合衆国に参加したいけれども、まだその条件が整っていないという理由で準州という扱いを受けておりました。その条件を定めたものが、一七八七年の「北西部条約」というものです。

合衆国政府はユタ州が連邦に入する条件として、重婚禁止規定というのを持ち出します。実際はモルモン教をねらい打ちしているわけですが、重婚をしている者、あるいは重婚を教義として主張している団体、その信者は処罰する、あるいは個人財産を没収する、また教团財産を没収するという形で、弾圧を加えました。

これは一八六〇年代から延々続きまして、一番苛烈に行われたのが一八七〇年代ですけれども、一三〇〇人程の信者が投獄されたと言われておりますし、そのようなことでは教團が壊滅するような形になります。

このような迫害にモルモン教團の方が白旗を上げまして、教義を変更し重婚を禁止しました。これによって連邦政府は弾圧を止めまして、教会財産を元に戻します。一八七〇年代において既にユタ州は合衆国加入の条件を満たしていましたが、重婚を教義としている教團が支配的であるという理由で加入できませんでした。それが教義を変更したということで一八九六年に、ユタ州の連邦への加入が認められました。

リカの場合は、各州に宗教団体法というのがありますから。

それでフランス政教分離法の影響ということなんですが、はつきり言いますと、ヨーロッパではフランスのあり方の方が少数派なんですね。先ほど言いましたように、アルザスの特例の制度がありますが、それがむしろヨーロッパでは一般的なんです。フランスだけが政教分離ということで、いわば原理的に突っ走つたというわけです。その政教分離と植民地等の海外領土との関係はどうかということについては、私が調べた限りでは、その地域の特色を認めているようです。ですから、要するに、政教分離法を適用しているのは、（アルザス・ロレーヌを除く）フランスの本土だけなんですね。

他国との影響でいいますと、スウェーデンが政教分離をしたというニュースは聞きましたけれど、ヨーロッパでは政教分離制は圧倒的に少数派でありまして、むしろアルザスの形がヨーロッパでは一般的だと思った方が、たぶん正解だらうと思います。

【百地】教会税の問題ですが、私十分に理解しているかどうか分かりませんが、ごく大雑把に言いますと、教会税の由来は次のようなものだと思います。先程いましたような経緯で領邦教会とかいうものが成立するわけですが、その際に君主が広大な修道院を没収します。つまり国有化してしまう。ですからその反対給付として直接に教会・修道院や聖職者に給料を出すという制度になつたわけです。ところがワイマール時代になりますと、いわゆる國家の宗教的中立性という観点から、国家がある特定の宗派に直接

このようにモルモン教團自体は公式には重婚を禁止しておりますが、まだ今日でも、これは「ニュースステーション」で見たのですが、まだ個人的にその重婚教義を信仰として守つてゐる人間がおります。一人の夫に三、四人の妻がいて、二十何人子供がいるというファミリーを作つてゐる人たちも現実にはおります。それは違法な状態で、重婚罪に問われているようなのですが、その家族はまだ一緒に暮らしてゐるような現実があるということです。ですから個人的信仰としてはまだ残つてゐると言つてはいます。

【質問者①】ユタ州における教育はどうなつてゐるのでしょうか。

【高畠】ユタ州の公教育にモルモン教の教義が反映されているかどうかは、申し訳ありませんが分かりません。ただこれまで申し上げましたような形で、宗派教育は当然公立学校では認められておりませんし、プロテスタント一般といった形でも礼拝、祈禱、聖書朗読といったものは判決において憲法違反とされておりますので、恐らく今日では行つてないのではないかと思います。ただし、実際には行われていても、その地域の住民が何ら異を唱えていなければ裁判沙汰にはならないわけですから、現実にどうなつてゐるかは分かりません。ただ判例理論からいえば行われていなかのではないかという推測が成り立つということです。

【大石】余計なことですが、今のところはユタ州の、憲法レベルでなくて制定法レベルを見ないと分からぬと思いますね。アメ

【回答】 もうお一人如何でしょうか。

【質問者②】 皇學館大學の富永と申します。高畠先生に対する質問ですが、合衆国憲法の修正第一条の訳としまして、「establishment of religion」といふを「法定教会の確立」と訳しておられますがけれども、「國教の樹立」という言い方がこれまで一般的でした。今日の先生のお話でいわんとされていることは分かりましたが、今後こういう言葉の使い方が広く認められていくかどうかをお考えでしようか。

それと百地先生にお願いしたいのですが、明治憲法は、プロシア憲法の影響を強く受けたと言われておりますが、プロシア憲法には宗教に関する規定が幾つかあつたと思います。ところが、帝国憲法は二十八条だけ、しかも信教の自由の規定だけと違うことがあります。私は今プロシア憲法にどういった規定があったかはつきりとは覚えておりませんが、国教についての規定がもしかりましたら、それは明治憲法制定の時には考慮されなかつたのか、そもそも考慮外だ考え方でいたのかどうか、教えていただきたいと思います。

【高畠】 ではアメリカについてお答えいたします。「法定教会制」といふ訳語についてですけれども、御指摘のように「establishment of religion」は、これまで「國教の樹立に関する法律を

制定してはならぬ」という訳が定訳であります。

しかし、私は少なくとも植民地後期、独立直前におけるアメリカの宗教制度が果たして国教といえるようなものであったかといふところに疑問を持ちました。また、今日においても、これに関連する裁判を見ても、「establishment」に該当するのは何かといいますと、決して迫害なり信教の自由の圧迫というようなことは出てこなくて、教会税の課税なり、これは合憲と判断されますが、それでも、教会財産の免除といったものが、内容となつておられます。また、ある判決においては、「特定の宗教団体あるいは宗教全般に対し、これが正統であるというような法的な封印——シールといった言い方をしますけれども——それを押す」とがestablishmentなんだ」というような言い方をしております。

ですから、今日における裁判上の「establishment」というものは、特定あるいは複数の教会、宗教全般に対してそれを公に認めていくことを指しているのだと理解できます。

しかし、これを公認教制と訳しますと、それこそドイツの公認教制と区別がつかなりますので、私は「法定教会制」と訳しました。また、私と同じ若い研究者で、これを「公定教会制」と訳されている方もおられます。

ただこれはまだ少数ですので、果たしてこの訳が一般化するかどうかは分かりません。ただ国教といいますとイメージとして

てやはり一つの宗教だけを優遇して他を圧迫するという言葉のニュアンスがありますから、この言葉は今後は使わない方がよろしいのではないかと思います。しかし、それが一般に受け入れられるかどうかは保証の限りではありません。

【百地】 明治憲法は、プロイセンだけでなく、ベルギーとかバイエルン憲法とかの影響を受けたというふうに言われておりますが、プロイセン憲法自身がすでに国教制を取つておらず、公認教制を採用しておりました。

そして、私の記憶では、明治憲法制定者の間でも、政教関係には国教制、公認教制、さらに政教分離制があることがよく知られており、国教制（当時の国教制は、全ての国民に一つの信仰を強制するものであった¹）といふのは今日もはや信教の自由とう見地からみて支持できない。しかし、かといって政教分離といふのはラジカルすぎるといふとから、中道的なところに落ち着いたんだろうというふうに理解しております。伊藤博文の『憲法義解』にも、国教を以て偏信を強いるのは文明に逆行するものである、と書かれていて、それが伊藤や井上毅などに共通する考え方だつたと思います。

【大石】 さらに付け加えることはないんですが、私が用意した資料で、伝えるのを忘れていたのを思い出しましたので申し上げます。私のレジュメの一枚目で、大きな3の（2）と書いたところがちょうどそれに関係するところであります。当時、プロイツクという人の『国政事典』という分厚い一巻本が出ておりまして、こ

の中でミンエル・ニコラスという人が「宗教」という項目を書いているのですが、その部分を「政府及ビ教会」という題で明治十五年前後に翻訳しているんです。そして「政治ト宗教トノ間ニ存スル關係」には、四つの類型「神威政治、教主政治、政教合約、宗教自由」があることを認識していた。そして、①教会が国家を支配する神政制も、②国家が宗教事項とその規律を思い通りにし得る国教制も、当然だめなんだというニコラス説などを井上毅は学んでおり、それを山県有朋の「宗教处分意見」起草の際に役立てているほどです。ですから、国教を定めて信仰を強制するようなことは認められないといふことは、ほぼ共通の理解になつていたように思います。

【司会】 それではこの辺で質問をうち切らせていただいて、最後に今日ご出席の先生方から一言ずつご感想、ご意見、展望などを述べいただければと思います。それでは原田先生からお願いします。

【原田】 いろいろとどうもありがとうございました。纏まらない話で、お聞き辛かったかもしれません、イギリスというのは決して特殊ではないといふことを申し上げたわけで、百地先生は「広義の政教分離国」と位置づけておられます。私もこの度ずっと調べておりまして、その考えに同感するところありました。いい機会をいただきましてありがとうございました。

【高畠】本日はどうもありがとうございました。不慣れでお聞き苦しいところもあったかと思いますが、この場を借りてお詫びいたします。私もこれまでアメリカは比較的厳格な政教分離国であると認識おりましたけれども、この研究会を通じて勉強を始めでみますと、少なくとも一九世紀においては政教分離とは言えない国家であったということが分かりました。二十世紀の前半まではそういうことが言えると思います。また先程も述べましたが、現行の州法においてもまだそのままのような宗教制度が残っていること 자체が私にとって驚きでありました。そうすると、以前から日本に紹介されていた厳格な分離国としてのアメリカというイメージはどこから来たのか？ それは州のレベルを無視して、表面を見ていた議論だったのではないかという印象を受けます。それは逆に私の方がずれているのかもしれませんけれども、ともかく、そんなに厳格な分離国ではないという印象を受けました。これは私にとってとても新鮮な発見であつたと思います。本日はどうもありますがとうございました。

【大石】数年前も参りまして、これで二回目であります。そのときもそだつたんですが、大変勉強になりました。現在の政教分離制度になってからのフランスについては割合詳しく調べて、『憲法と宗教制度』という本にもしているんですけども、それ以前のいわゆるコンコルダ体制といわれるものの法的な枠組みだ

とか、いろいろの細かい点には調べが及んでおりませんでした。この機会に随分資料を集め、二百数ヶ条に上るような膨大な規定から一つの制度が成り立つたということを改めて認識いたしました。大変勉強になりました。貴重な機会を与えてくださったことに篤くお礼申し上げます。

【百地】私も実はこの研究会を何年か続けてきました。ドイツの政教関係の大きな枠組みがやっと分かってきました。政教関係といいましても、ただ法制度だけ分かればいいというものではありません。法律や憲法が実際にいかに運用されているかということ也非常に大事ですし、さらにその背景にある宗教事情なりを総合的に見なければいけないと思います。

アメリカの場合は、先ほどの質問とも関連しますが、政教関係を考える場合にはまず憲法上どうなつていて、法制度上どうなつているかということ、判例上からどうなつていてかということを調べるわけですが、しかし、歴史的慣習として、特に法的な根拠はないけれども歴史的に形成されてきるものがある。この三つを総合的に捉えないと正確な政教関係というのは理解できないと思いました。

ドイツについてもやはり似たような事情があると思いますので、そういうものを正確に理解するように努めたいと思います。ようやく少し見えてきましたので、やる気も出てきました。これだけ時間をかけて旅費まで出していただけて、やつと意欲が出てきた

題が色々とあります。例えば、今日は法制度を問題にしましたが、実態はどうだつたのかという問題が別にあります。最後にモルモン教の問題が出てきましたけれども、キリスト教の宗派内の問題以外の、今でいうセクトの問題はどうなつっていたのか。高畠先生はモルモン教を連邦が取り締まつたとおっしゃいましたが、しかし、原則的お話では、連邦は州の宗教制度には介入しない立て前ではなかつたのか。それなのに、この問題に関しては州に介入している。これはどういうことなのか。あるいは、ヨーロッパの場合は教会法という独自の伝統があるけれども、それをどう考えるのか。様々な未検討な問題がありまして、そういう意味ではまだまだこの分野はこれからですので、さらに努力を続けていきたいと思っております。本日はどうもありますがとうございました。

例えば、冒頭に原田先生からお話をありましたように、過去も今も、イギリスとアメリカは対照的な制度として語られてきた。そういう枠組みを教えて、皆そう思つてきた。ところが、今日の話を聞いて、個々の内実を見てみると、どつちが分離で、どつちが公認教制で、どつちが国教制なのか分からなくなつてくる。そうすると私たちがもつている国教だ、公認教だ、宗教分離だという枠組みも怪しくなつてくる。そこで、一旦既成の枠組みをはずして、個々の実体をもう一度詳しく調べて、そこから再構築する、枠組みを作り直す必要があるのでないか。そういうことを今日は痛切に感じました。

それから、時間があれませんでしたので、論じられなかつた問

- ④公教育
- (a)公立の宗教学校の設置（憲法24条1項）
 - (b)宗派学校・各宗教団体の教義に従って宗教教育（憲法24条2項）
 - (c)国民学校での宗教（宗派）教育…生徒には出席義務
 - (d)学校祈禱（授業の始めと終わり）、学校での礼拝、宗教行事
- (2)バイエルン王国
- ※バイエルン憲法（1818年）
 - ※バイエルン宗教勅令（1818年）…プロイセン一般州法と並ぶ重要な法
 - ※政教条約（コンコルダート）
- ①公認教制
- (a)国教の否定（前述）
 - (b)カトリック派、ルター派、カルヴァン派の公認。国王によって許可された教会は公的団体の権利を享受（勅令24条、28条参照）
 - (c)公認教会に属する国民…市民権、公民権を平等に保障（憲法9条2項、勅令24条）
 - (d)全ての住民に、完全な良心の自由を保障。全ての住民は、信仰および良心に対しても強制を受けない（勅令1、2条）
- ②公認教会に対する財政支援
- (a)教会財産…国の特別の保護の下に置かれる（勅令31条）
 - (b)教会…他の公共の建物と同様、保護される（同29条）
- ③聖職者の地位
- (a)「官吏」とされ、官吏と同様の権利と尊敬を享受（勅令30条）
- (3)その他の王国…プロイセン王国、バイエルン王国とほぼ同様
- (4)文化闘争
- ①第1ヴァチカン会議…教皇不可諱の教説（ピウス9世）…1870年
 - ②ビスマルクによるカトリック（中央党）への攻撃開始（カトリック局の廃止、説教道条項）…1871年
 - ③イエズス会取締法…1872年
 - ④五月法（神学校・修道院の縮小・解散、反抗的司祭の国外追放逮捕など）…1873～75年
 - ⑤文化闘争の終焉…1886、1887年
3. ヴァイマル共和国時代（1919～1932年）
- ※ヴァイマル憲法（1919年）…第3章「宗教および宗教団体」
 - ※政教条約（コンコルダート）…バイエルン州（1924年）、共和国（1933年）他

- ④公教育
- (a)公立学校、私立学校とともに、宗教教育を禁止
- ※文部省訓令第12号（明治32年、1899年）
- (1)公認教制
- ①国教会〔Staatskirche〕の否定（憲法137条1項）
 - (a)領邦教会制の終焉（「王座と祭壇の結合」の終焉）
 - ・州教会（Landeskirche）の名称そのものは存続
 - (b)国家の宗教的中立性（国家と教会の分離の原則〔der Grundsatz der Trennung von Staat und Kirche〕）※広義の政教分離
 - (c)宗教団体結成の自由、宗教団体内部の自律権の承認（同137条2、3項）
- ②福音主義教会、カトリック教会、ユダヤ教会…公法上の団体として公認（同137条5項参照）
 - ・他の宗教団体…民法上、権利能力を取得（同137条4項）
- ③公認教会…同権（Parität）
- ④すべての国民に、完全な信仰および良心の自由〔volle Glaubens und Gewissensfreiheit〕を保障（同135条）
 - ⑤市民および公民としての権利、公務就任権…信仰によって影響されない（同136条2項）
 - ⑥共和国大統領の宣誓…宗教上の誓いを付加することができる（同42条2項）
- ②公認教会に対する財政援助
- ①国からの直接給付の廃止（1918年プロイセン臨時政府、憲法138条1項）
 - ②公認教会…信徒に対する課税権（同137条6項）
- ③聖職者の地位
- ①準公務員扱い（公務執行妨害罪の適用、公務員に対する侮辱罪の準用）
- ④公教育
- ①公立の宗教学校の設置（憲法149条1項）
 - ②公立学校での宗教（宗派）教育…正規の授業科目（但し、出席は自由）（憲法149条1、2項）
 - ③学校祈禱
 - ・授業前後の祈禱…廃止（但し、現在でも始業前の祈禱は合意・連邦憲法裁判所1979年10月16日判決）
 - ④宗教行事への出席強要の禁止（憲法149条2項）
 - ⑤国立大学における神学部の存置（同3項）
4. ナチス時代（1932年～1945年）…（略）

近代ドイツの政教関係

百地 章（日本大学）

1. 前史

(1) 国教制の成立

①神聖ローマ帝国（～1806年）

- ・カトリック…国教
- ・神聖ローマ皇帝（ハプスブルク家）…カトリック教会の擁護者

②アウグスブルクの宗教和議（1555年）

領邦教会制（Landeskirchentum）=国教制（国家教会主義）の成立

- (a) 「領主の宗教は領民の宗教」（cuius regio, eius religio）
- ・領主の信仰を領民に強制

(b) 領邦君主の教会統治（Kirchenregiment）

- ・領邦君主は領邦教会の「最高の司教」（Summus episcops）→広汎な教会統治
- 両方君主の政治的権力が領邦教会に優位
- ルター派の領邦君主=最高の司教（cf: ローマ教皇の地位）
- ・領邦君主の教会統治権・教義・礼拝形式の決定、教会裁判権の行使、教会財産の管理・規制など
- ・カトリック諸侯・教会の諸施設や財産に対する権限を拡大。しかし教理には介入せず

(c) 修道院領の没収

- (d) カトリック以外に、ルター派にも信教の自由（Religionsfreiheit）（新旧両教の平和共存）
- ・但し、領邦諸侯（世俗君主・司教・大司教）と帝国諸都市のみに信教の自由

③ウェストファリア条約（1648年）

- (a) 領邦教会制=国教制の再確認

- (b) カトリック、ルター派に加え、カルヴァン派にも信教の自由

(2) 国教制の廃止

①帝国代表者主要決議（1803年）

- ・教会諸侯国の廃止（聖職者諸侯の世俗的権力を剥脱）→修道院領の没収。代わりに、教会に対する国からの給付

②ウィーン会議（1815年）

- ・領邦教会制=国教制の廃止
- ・ドイツ連邦規約（1815年）…キリスト教の諸宗派の同権（Parität）と、市民的・政治的権利の平等な保障

③ドイツ国民の基本権に関する法律（1848年）

- ④フランクフルト憲法（1849年）→三月革命とともに流産
- (a) 領邦教会…今後、存在しない。いかなる宗教団体も特権を有しない（国教制の禁止）（147条2項）
- (b) すべてのドイツ人に、完全な信仰と良心の自由を保障（144条1項）、礼拝の自由も（145条1項）
- (c) 信仰に基づく市民権、公民権の制限を禁止（146条）

2. ドイツ帝国時代（1871年～1918年）

(1) プロイセン王国

- ※プロイセン一般州法（1794年）…第2部第11章「教会および宗教団体の権利と義務について」
- ※プロイセン王国憲法（1850年）…第12条～第18条、第24条
- ※市民および公民関係における宗派同権法（1869年）…国家と教会の関係を規律するドイツ帝国の基本法（全ドイツに適用）

(2) 公認教制

- (a) 国教の否定（前述）

- (b) 福音主義教会（ルター派とカルヴァン派）とカトリック教会…公認（国の當造物）
- ・三宗派の同権（Parität）、礼拝の自由と公の宗教行事の権利

※ブランデンブルク・プロイセン

- ・国王がルター派からカルヴァン派に改宗（1613年）

- ・領民の大部分はルター派→ルター派とカルヴァン派の共存（福音主義教会の成立）。さらにポーランドの一部を領有
- カトリック教徒も。→寛容政策

- ・特権の付与（州法17条）と国の指導監督権（同32条）

- (c) キリスト教…宗教的行事と関係を有する国の施設に於いては、宗教の自由を損なうことなく、基礎とされる（憲法14条）

- (d) 全ての国民に完全な信仰の自由および良心の自由（eine vollkommene Glaubens und Gewissensfreiheit）を保障（州法2条）

- (e) 市民および公民としての権利（議員資格・公務就任資格）…信仰に関わりなく保障（憲法12条）（宗派同権法）

(2) 公認教会に対する財政支援

- (a) 国からの給付

- (b) 教会の建物…国から特権を享受（州法18条）

- (c) 教会財産…国の指揮監督、命令下における（同161条）

(3) 聖職者の地位

- (a) 「官吏」とされ、国から俸給を支給。（同19条参照）

- (b) 国の各施設（軍隊、刑務所、病院など）における任用（憲法18条）

（明治憲法下）

※太政官布達19号（明治17年）

※太政官布達68号（明治17年）

※大日本帝国憲法（明治22年、1889年）

※内務省令41号（明治32年）

※宗教団体法（明治14年、1939年）

①公認教制 ※政教分離とみる説も

(a) 国教の否定『憲法義解』

(b) 神社（伊勢神宮、官國神社）を非宗教とした上で國の當造物へ領邦教会

(c) 教派神道、伝統仏教、キリスト教の公認（太政官布達第19号、宗教団体法等）

- ・管長の行う教師、住職の任免行為…行政事務（文部大臣による監督）
- ・仏道管長…内務卿の認可
- ・キリスト教の公認…明治32年内務省令413号

(d) 憲法前文…「皇祖皇宗ノ神靈」への言及（所謂「神勅主義」）

②神社、公認教への財政支援

- (a) 神社…国からの給付（僅ばかり）
- (b) 公認教…国からの給付なし（？）

③聖職者の地位

- (a) 宮司…官吏ないし官吏待遇

- (b) 神仏各宗派の管長…勅任官待遇

- (c) 国の各施設（軍隊、刑務所）…仏教僧侶が從軍・葬儀、教誨師

※神官の從軍（明治14年から）

第十編 公教育 [第 296 条—第 301 条]

第 300 条 市民は、独自の教育及び教化施設を設け並びに科学、文芸及び技芸の進歩に資するための任意の団体を設立する権利を有する。

第十四編 一般規定 [第 351 条—第 377 条]

第 352 条 法律は、宗教的宣誓も人の自然権に反するいかなる契約も認めない。

第 354 条 何人も法律に従いつつ、その選択した宗教の活動を行うことを妨げられない。

- ② 何人も、宗教活動の費用を負担するよう強制されない。共和国は、いかなる宗教にも俸給を支給しない。

・1814 年 4 月 6 日憲法 [第 1 条—第 29 条]

第 22 条 宗教活動及び良心の自由は、保障する。祭司は、等しく俸給を受け、保護される。

・1814 年 6 月 4 日憲章

第 5 条 各人は、平等な自由をもってその宗教を表白し、その宗教活動について同一の保護を受ける。

第 6 条 ただし、普遍的な使徒継承のローマの宗教 [カトリック] は、国教である。

第 7 条 普遍的な使徒継承のローマの宗教 [カトリック] 及び他のキリスト教の祭司のみが国庫より俸給を受ける。

・1830 年 8 月 14 日憲章

第 5 条 各人は、平等な自由をもってその宗教を表白し、その宗教活動について同一の保護を受ける。

第 6 条 フランス人の大多数により信仰される普遍的な使徒継承のローマの宗教 [カトリック] 及び他のキリスト教の祭司は、国庫より俸給を受ける。

・1848 年 11 月 4 日憲法

第 7 条 各人は自由にその宗教を表白し、その宗教活動について國から平等な保護を受ける。

- ② 法律により現に公認されている宗教又は将来公認される宗教の祭司は、國から俸給を受ける権利を有する。

第 9 条 教育は自由である。

- ② 教育の自由は、法律の定める能力上及び道徳上の要件に従い、かつ國の監督の下に、行使される。

- ③ この監督は、いかなる例外もなく、教育施設すべてに及ぶ。

・1852 年 1 月 14 日憲法

第 26 条 元老院は次に掲げる法律の審査に反対する。

- 一 この憲法、宗教、道徳、宗教活動の自由、身体の自由、法律の前の市民の平等、所有権の不可侵及び司法官の終身制の原理に違反し又はこれを侵犯する法律

[略]

・1946 年 10 月 27 日憲法

前文

人間の人格を服従させ堕落させようとした諸体制に対して自由な諸国民がおさめた勝利にひきづき、フランス人民は、人はすべて、人種、宗教、信条による区別なく譲り渡すことのできない神聖な諸権利を有することを、改めて宣言する。フランス人民は、1789 年の権利宣言によつて承認された人及び市民の権利及び自由、並びに共和国の諸法律によって認められた基本的諸原理をおごそかに再確認する。

フランス人民は、また、われわれの時代に特に必要なものとして、以下の政治的、経済的および社会的諸原理を宣言する。

(中略)

各人は、労働する義務を有し、職を得る権利を有する。何人も、その労働または職において、その出自、その意見又はその信条を理由として、不利益を受けない。

(中略)

国は、子ども及び成人が教育、職業訓練及び教養を平等に受ける機会があることを保障する。あらゆる段階における無償かつ非宗教的 [ライック] な公教育を組織することは、國の義務である。

(後略)

第 1 条 フランス人民は、不可分の、非宗教的 [ライック] 、民主的かつ社会的な共和国である。

・1958 年 10 月 4 日憲法（現行憲法）

前文

フランス人民は、1946 年憲法の前文によって確認され補完された 1789 年の宣言によって定められた、人の諸権利と、國民主権に由来する諸原理への愛着をおごそかに宣言する。（後略）

第 1 条 フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。

フランスは、出自、人種又は宗教による区別なく、市民すべてに対し法律の前の平等を保障する。フランスは、信条をすべて尊重する。

【資料】フランス宗教法制キーワード

(1) ガリカニズム (Gallicanisme)

中世以来の長い伝統をもつフランス教会の独立主義を指し、ローマ・カトリック教会に属しつつ、フランス・カトリック教会 (Ecclesia gallicana) のローマ教皇庁 (聖座) に対する自律性を強調する立場又はそうした規範の総体をいう。

(2) 死手団体 (Mainmorté, personne de mainmorté)

修道会に代表される、個人と異なって決して死滅することのない永続的な団体・組織をいう。その資産は相続・譲渡の対象となることがないので、領主や国庫は、そうした団体・組織の手に資産が渡らなければ、本来徵収することができた相続税・譲渡税を課す権限を奪われることになる。そこで、18世紀以来、相続人の利益のためにも、死手団体への贈与・遺贈を規制する法令が出されたが、民法典 910 条に定める受贈認可制も、そうした考え方によ来している。これが宗教団体などへの恵与に対する後見的監督の方法としても用いられ、現在の贈与監督法令となっている。

(3) ライシテ (Laïcité)

19世紀後半に登場した新語であって、当初は「反聖職者主義」「反カトリック」という要素をもっていたが、現在では国家の宗教的中立性をいう。日本では時に「非宗教性」とも訳されるが、これだと国家生活からおよそ宗教を追放しようとする無神論的なニュアンスをもち、そうした使い方もされるので、訳語としては妥当でない。

宗教的中立性の原理は、具体的には、①宗教公認の禁止、②公的助成の禁止を要素としている。もっとも、大聖堂・教会・司祭館などの古くからある伝統的な宗教建造物は国有・公有財産であって、宗教団体にはその無償使用権が与えられるというしくみになっているので、日本国憲法 89 条の場合と異なり、公的財産供用の禁止という要素はない。

(4) 非営利社団 (Association)

一定の目的をもった人々が結成した団体 (corporation) のうち、構成員に経済的利益を分配することを目的とする営利目的の団体 (société) を除いたものをいう。一般に欧米の団体法制では、こうした営利団体・法人と非営利団体・法人とを区別することを基本として、後者の法人の中で、その特質の応じて一般法人・公益法人・特殊法人などが区別される。

1901 年結社法は、結社の自由という原理から、このような非営利団体・法人の地位を定めた一般法であるが（但し、反修道会立法という厳しい側面もある）、1905 年政教分離法は、これに対する特別法として一般法人から区別されるべき特別法人としての「信徒会」の地位を定めたものである。

(5) アルザス・ロレーヌ地方

第一次世界大戦後にドイツ領からフランス領に再編入されたが、その際、1924 年フランス民事法施行法により地方民法典を存続し、結社・宗教法制を維持することとされた。そのため、法人格取得に行政府の異議申立を認める事前規制を行うドイツ型非営利団体法（ドイツ民法典中の法人関係の規程である 21 条～79 条、1908 年ドイツ帝国結社法による）や、1801 年政教関係条約が現行法として妥当することになり、結社・宗教制度などについては特例法制（公認宗教制度）が行われている。

フランスの諸憲法

・1789年8月26日の人及び市民の権利宣言 [第1条～第17条]

第 10 条 何人も、その意見の表明が法律の定める公の秩序を乱すものでない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見を理由として脅かされない。

・1791年9月3日憲法

[前文]

国民議会は、自ら承認し宣言したばかりの諸原理に基づいてフランス憲法を確定することを希望し、自由と権利の平等を損なう制度を永久に廃止する。

[下略]

第一編 この憲法により保障される基本的規定

.....

この憲法は、自然権及び市民権として、以下に掲げる自由も保障する。すなわち、……すべての人が文書の公表以前にいかなる検閲にも審査にも服すことなく、その思想を述べ、著し、印刷し、刊行するという自由及び自己の信ずる宗教活動を行う自由。

……宗教活動の費用及びすべての公益的な役務に充てられる財産は國に属し、常に國の自由な処分に委ねられる。

……市民は、自己の宗教の祭司を選出し又は選択する権利を有する。

[下略]

第五編 公租 [第1条～第5条]

第 2 条……憲法制定議会のデクレにより維持され、任命された、年金を支給されるカトリック司祭の俸給は、國の債務の一部をなす。 [下略]

・1793年6月24日憲法

人及び市民の権利宣言 [第1条～第35条]

第 7 条 出版その他あらゆる方法により自己の思想及び意見を表明する権利、平穏に集会する権利並びに自由な宗教活動は、禁止することができない。

憲法 [第1条～第124条]

権利の保障について [第122条～第124条]

第 122 条 この憲法は、すべてのフランス人に、平等、自由、安全、所有権、公債、自由な宗教活動、普通教育、公の救済、無制限の出版の自由、請願権、会合で集まる権利、人の権利 [1793 年憲法に前置された人の権利を指す] のすべての享有を保障する。

・共和暦3年実月5日 [1795年8月22日] 憲法

憲法 [第1条～第377条]

(2) 憲法体制との関係

- ・1814年欽定憲法6条「普遍的な使徒継承のローマ宗教は、国教である。」
7条「普遍的な使徒継承のローマの宗教及び他のキリスト教の祭司のみが、國庫より俸給を受ける。」
- ・1830年欽定憲法6条「フランス人の大多数により信仰される普遍的な使徒継承のローマの宗教及び他のキリスト教の祭司は、國庫より俸給を受ける。」
- ・1848年共和制憲法7条「法律により現に公認されている又は将来公認される宗教の祭司は、國から俸給を受ける権利を有する。」

(3) コンコルダ体制の位置付け

国教制論：デュギイ (L. Duguit, 1859-1928)

- カトリック教は国教であり、フランス政府の公定宗教である。
- フランス・カトリック教会は、ローマ教皇を首長とする普遍的カトリック教会に結ばれているが、同時に、その管理に政府が直接関わっている国家教会である。
- カトリックの祭祀は、フランス国の公務員であり、その運営のために一定量の財源が充てられ、その執行には常に公務員である一定数の官吏が参加する。

公認宗教制論

キリスト教	カトリック、プロテスタント（ルター派・カルヴァン派）
ユダヤ教	1808年3月17日政令（公認）、1831年2月8日法（祭司俸給）
	1844年5月25日勅令

3 フランスにおける「信教の自由・政教分離」論

(1) 19世紀フランス

Laïcisme (1842)、Cléricalisme (1855)、Laïcité (1871)

Larousse, 1873; Supplément au Larivière, 1877

*P. Larousse (1817-1875)、E. Littré (1801-1881) 実証主義者

(2) ブロック編『国政事典』における「宗教」項目

M. Nicolas《Cultes》in: M. Block, Dictionnaire général de la politique, 2 éd., 1873

柏陰文庫「ミシェル・ニコラス氏ノ説摘要『政府及ビ教会』」

「政治ト宗教トノ間ニ存スル関係」として「神威政治、教主政治、政教合約、宗教自由」

*M. Block, Dictionnaire politique et social, 1896

①教会が国家を支配する神政制 (Théocratie)

②國家が宗教的事項とその規律を思い通りにしうる国教制 (Césaropapie)

③教会と國家が協定により相互に制限しあう政教条約制 (Régime des concordats)

④国家から分離された諸宗教が他のすべて非営利の団体と同じ条件で自由とされる宗教自由制
(Régime de la liberté des cultes)

(3) 現代フランスにおける用法

Liberté religieuse, Liberté des cultes (宗教的自由、礼拝の自由)

Séparation des Eglises et de l'Etat (教会と国家との分離)

Laïcité (ライシテ) Grand usuel Larousse : Dictionnaire encyclopédique, 1997

世俗社会 (société civile) と宗教社会 (société religieuse) との分離原則をいい、國家は教權 (pouvoir religieux) を行使せず、教会は政權 (pouvoir politique) を行使しない。

フランス政教関係事項略年表

1598.4	ナントの勅令（プロテスタントの信仰の自由、宗教戦争の終結）
1682.5	ガリカン教会の自由宣言
1685.10	ナントの勅令の撤回
1787.11	寛容令の発出
1789.8	フランス人権宣言
1790.3	教皇ピウス6世の革命原理批判
8	市民聖職者組織法
1793.11	理性 (Raison) の祭典
1794.6	至高存在 (Etre suprême) の祭典
7	ロベスピエール失脚
1797.9	ジャコバン派クーデタ
1801.7	政教関係条約（コンコルダ）署名
1802.4	政教条約「附属条項」の制定
1804.11	教皇ピウス7世とナポレオンとの会見
12	ナポレオン戴冠
1825.1	女子修道会法
1833.6	初等教育法
1850.3	ファルー法の制定（中等教育の自由、正課としての宗教教育）
1866.10	教育連盟の創設
1870.7	教皇無認謗宣言、普仏戦争でフランス敗北
1871.5	アルザス・ロレーヌ地方のドイツ帝国への編入
1878.2	教皇レオ13世選出
1879.3	フェリーによる教育自由法案の提出
1880.3	高等教育法の制定、修道会追放令
1881.6	無償初等教育法
1882.3	フェリー法の制定（初等義務教育のライシテ）
1886.10	ゴブレ法の制定（初等教育教員のライシテ）
1898.2	人権連盟の創設
1901.7	結社法の制定
1903.3	修道会許可申請却下
6	議会の政教分離委員会設置
1904.7	教育修道士追放法、フランス政府と教皇庁との外交関係の断絶
1905.3	下院における政教分離法の審議
12	政教分離法の成立
1906.12	分離法による「信徒会」結成期限
1912.2	破毀院（司法最高裁判所）によるカトリック教会自立権（聖職位階制）の承認 この間に、国務院（行政裁判所）による自由主義的判例も確立
1919.6	アルザス・ロレーヌ地方のフランス再編入
1920.5	フランス政府と教皇庁との外交関係の回復合意
1924.6	アルザス・ロレーヌ地方へのフランス民事法施行法、カトリック「司教区会」結成

アメリカ政教関係一年表

1492	コロンブスの新大陸発見
1583	イギリス人初のアメリカ入植
1606	イギリス領植民地開拓（バージニア）
1620	メーフラワー号、マサチューセッツ・プリマスに上陸（ピルグリム・ファーザーズ）
1663	RI の開拓 - 政教分離制
1667	ニューヨークのイギリス領化
1681	PA のイギリス領化 - 法定教会を設けず
1691	北部の王領植民地化
1692	セイラムの魔女狩り
1730's-1740's	第一次信仰復興運動
1775	アメリカ独立戦争勃発
1776	独立宣言 / NJ, NC - 法定教会制廃止 / DE の成立 - 法定教会を設けず
1779	VA - 法定教会制廃止、ジェファーソン & マディソン「請願と抗議の書」
1784	NY - 法定教会制廃止
1787	北西部条令（13 州以外の植民地が合衆国に加入する際の条件を規定）
1788	連邦憲法発効
1790	SC - 法定教会制廃止
1791	連邦憲法修正 10 ヶ条成立
1798	GA - 法定教会制廃止
1806	NY - すべてのキリスト教徒に公務就任を開放
1807	VT - 法定教会制廃止
1810	MD - 法定教会制廃止
1811	People v. Ruggles (冒瀆罪)
1818	CT - 法定教会制廃止
1819	NH - 法定教会制廃止
1820	MA - 宗教審査を廃止
1826	MD - 公務就任をユダヤ教徒に開放
1833	MA - 法定教会制廃止 / Joseph Story, Commentaries on the Constitution
1835	NC - すべてのキリスト教徒に公務就任を開放
1848	Specht v. Commonwealth (日曜安息日法)
1861-1865	南北戦争
1868	連邦憲法修正第 14 条成立 / NC - 公務就任をユダヤ教徒に開放
1874	NJ - 宗教審査を廃止
1876	NH - 公務就任のプロテスタント限定を廃止
1898	Thomas Cooley, A Treatise on the Constitutional limitations
1914-1918	第一次世界大戦
1941-1945	太平洋戦争
1947	Everson v. Board of Educ.
1961	Torcaso v. Watkins (宗教審査違憲判決)
1962	Engel v. Vitale (公立学校での祈祷禁止)
1963	School Dist. v. Schempp (公立学校での聖書朗読禁止)

近代フランスにおける政教関係

大石 真（京都大学）

1 時代区分と用語の問題

(1) フランス政教関係史概観

アンシャン・レジーム時代（～1789 年） カトリック国教制度

フランス革命期（1789～1800 年） 政教関係の混乱時代

「理性」「至高存在」名による公的祭祀、市民聖職者組織法の制定、政教分離原則の宣言

19 世紀から 20 世紀初頭まで（1801～1905 年）

カトリック中心の公認宗教制（コンコルダ体制）

教育における政教分離政策の先行

政教分離制の成立と運用（1906 年～現在）

教皇庁との外交関係の断絶、カトリック「信徒会」結成問題

敵対的な分離から友好的な分離へ

(2) 現行政教分離制度の法的枠組み

憲法の原理 1789 年 人権宣言 10 条

現行憲法 第 1 条 宗教の自由、ライックな共和国

宗教団体法 1901 年 結社法 結社の自由、届出による法人格取得、修道会の厳格規制

1905 年 政教分離法 良心の自由、宗教予算の廃止、信徒会法人の設立

1901 年 贈与監督法、1966 年 贈与監督令（受贈認可制）

教育関係法 1850 年 中等教育法（ファルー法）

1882 年 義務教育法（フェリー法）、1886 年 初等教育法（ゴブレ法）

1959 年 私学助成法（ドゥブレ法）

(3) フランス政教分離制の特徴と課題

アルザス・ロレーヌ地方のコンコルダ制度

世俗化・都市化、イスラム教、セクト現象

2 コンコルダ体制の法的枠組み

(1) 1802 年 4 月 8 日付の宗教組織法（*Loi relative à l'organisation des cultes*）フランス政府と教皇ピウス 7 世との間でパリで締結された政教関係条約のほか、同条約附属条項及びプロテスタントに関する附属条項（*les articles organiques*）を内容とする。

第1部 1801 年 7 月 15 日付の政教関係条約（17 条）

第2部 カトリックに関する政教条約附属条項（77 条）

第3部 プロテスタントに関する附属条項（44 条）

アメリカ政教関係一資料3

現在の州法上の宗教制度

A. 議会開会時の祈祷 (*Marsh v. Chambers*, 463 U.S. 783, 789 n.11 (1983)).

Although most state legislatures begin their sessions with prayer, most do not have a formal rule requiring this procedure. *But see, e. g.*,

1. Alaska Legislature Uniform Rules 11 and 17 (1981) (providing for opening invocation),
2. Ark. Rule of Senate 18 (1983),
3. Colo. Legislator's Handbook, H. R. Rule 44 (1982),
4. Idaho Rules of H. R. and Joint Rules 2 and 4 (1982),
5. Ind. H. R. Rule 10 (1983),
6. Kan. Rule of Senate 4 (1983), Kan. Rule of H. R. 103 (1983),
7. Ky. General Assembly H. Res. 2 (1982),
8. La. Rules of Order, Senate Rule 10.1 (1983), La. Rules of Order, H. R. Rule 8.1 (1982),
9. Me. Senate and House Register, Rule of H. R. 4 (1983),
10. Md. Senate and House of Delegates Rules I (1982 and 1983),
11. Mo. Rules of Legislature, Joint Rule 1-1 (1983),
12. N. H. Manual for the General Court of N. H., Rule. of H. R. 52(a) (1981),
13. N.D. Senate and H. R. Rules 101 and 301 (1983),
14. Ore. Rule of Senate 4.01 (1983), Ore. Rule of H. R. 4.01 (1983) (opening session only)=
15. 104 Pa. Code § 11.11 (1983), 107 Pa. Code § 21.17 (1983),
16. S.D. Official Directory and Rules of Senate and H. R., Joint Rule of the Senate and House 4-1 (1983),
17. Tenn. Permanent Rules of Order of the Senate I and 6 (1981-1982) (provides for admission into Senate chamber of the "Chaplain of the Day"),
18. Tex. Rule of H. R. 2, § 6 (1983),
19. Utah Rules of Senate and H. R. 4.04 (1983),
20. Va. Manual of Senate and House of Delegates, Rule of Senate 21(a) (1982) (session opens with "period of devotions"),
21. Wash. Permanent Rule of H. R. 15 (1983),
22. Wyo. Rule of Senate 4-1 (1983), Wyo. Rule of H. R. 2-1 (1983).

B. 公金援助禁止規定のある州憲法 (*Douglas Laycock, Summary and Synthesis: The Crisis in Religious Liberty*, 60 GEO. WASH. L. REV. 841, 845 n.22 (1992)).

1. Cal CONST. art. IX, § 8,
2. Idaho CONST. art IX, § 5,
3. Mass CONST. art. XVIII, § 2,
4. Minn CONST. art. XIII, § 2,
5. NH CONST. pt. 2, art. 83,
6. NY CONST. art. XI, § 3.

C. 冒涜罪

1. Mass Ann. Laws ch. 27, art 36,
2. Md Ann. Code art. 27, § 20, (*but see State v. West*, 9 MD. App. 270 (1970))(同法を憲法違反と判決)
3. Mich Comp. Laws § 750.102,
4. Okl Stat. Tit. 21, § 901,
5. RI Gen. Laws § 11-11-6.

D. 公務就任時の宗教審査禁止規定のある州憲法

1. Ala CONST. art. 1, § 3,
2. Ark CONST. art. II, § 26,
3. Colo CONST. art. IX, § 8,

4. Del CONST. art. I, § 2,
5. Idaho CONST. art. IX, § 6,
6. Ind CONST. art. I, § 5,
7. Io CONST. art. I, § 4,
8. Kan CONST. B OF R. § 7,
9. Mass CONST. ANN. amend. art. 7, (微妙な表現あり)
10. Md DEC. OF R. art. 37, (微妙な表現あり)
11. Me CONST. art. I, § 3,
12. Mich CONST. art. II, § 1,
13. Minn CONST. art. I, § 17,
14. Miss CONST. art. III, § 18,
15. Neb CONST. art. I, § 4,
16. Oh CONST. art. I, § 7,
17. Okl CONST. art. I, § 2,
18. Or CONST. art. I, § 4,
19. Tenn CONST. art. I, § 4, (微妙な表現あり)
20. Tex CONST. art. I, § 4,
21. Va CONST. art. I, § 16,
22. WVa CONST. art. III, § 15,
23. Wis CONST. art. I, § 9.

(微妙な表現あり)-「絶対神を信じる者は公務就任資格を剥奪されない」(絶対神を信じない者への言及はない)

Md は「神の前で誓う」という宣誓形式を法定化しているが、宣誓の最後に「神よ、我を救い給え」という文句を付すことを禁止している。Md. Ann. Code art. 1, § 10 (2001).

Io は、Religious Test の制定を犯罪化している。Iowa Code § 729.1 (2001).

・公立学校教員になる際の宗教審査を禁止している州（憲）法

1. NJ Stat. § 18A: 6-5,
2. NM CONST. art. XII, § 9.

・公務就任時の宗教審査規程のある州憲法

1. NC CONST. art. VI, § 8,
2. SC CONST. art. IV, § 4.

E. 日曜安息日法（日曜の営業及び労働の禁止）

1. Colo Rev. Stat. § 12-6-302,
2. Conn Gen. Stat. § 53-302a,
3. Ky Rev. Stat. Ann. § 436.160,
4. NY Gen Business Law § 8,
5. ND Cent. Code § 12.1-30-01,
6. SC Code Ann. § 53-1-80,
7. Va Code Ann. § 18.2-341,
8. WVa Code § 61-10-25.

この他にも、日曜の酒類販売禁止法、自動車販売禁止法、また日曜営業の規制について各タウンに権限を委譲する法など、多様な法律が制定されている。

アメリカ政教関係－資料1

- 合衆国憲法第6条3項 「合衆国のもとでのいかなる公職または公の信任についても、その資格用件として宗教上の審査は課されてはならない」。
- 合衆国憲法修正第1条 「連邦議会は、法定教会の設立に関する法律…を制定してはならない」。
- 合衆国憲法修正第10条 「この憲法によって合衆国に委ねられておらず、また憲法によって州に禁じられていない権限は、それぞれの州または人に保留されている」。
- 合衆国憲法修正第14条 「いかなる州も、人からデューブロセス（適正手続）によらずして生命、自由もしくは財産を剥奪してはならない」。
- Joseph Story, *Commentaries on the Constitution* (1833).
「秩序ある社会はキリスト教信仰と無関係ではありえない。文明社会がキリスト教無しで存立するは考え難い。キリスト教徒にとって、キリスト教信仰の奨励が政府の義務であるということを疑うことはできない。また、キリスト教奨励を不当だという者はまずいないだろう。」「連邦憲法制定時、他人の権利を侵害しない限り、政府はキリスト教を奨励すべきである、というのが一般的な考え方であった。」「修正第1条の真の目的は、イスラム教、ユダヤ教や異教の奨励ではない。それは、キリスト教派間の敵対を排し、連邦政府の庇護を受ける全国的な法定教会の設立を禁止したのである。この条項は、宗教迫害を廃絶し、信教の自由を保障したのである。」
- People v. Ruggles, 8 Johns. 290 (1811).
「これまで冒瀆罪はコモンロー上罰しうるとされてきた。なぜなら、神の冒瀆は、道徳を廃し、秩序を乱すからである。すなわち、社会の重要な部分を乱すからである。」「道徳は社会の紐帶である。我らはキリスト教的国民である。そして、我ら国民はキリスト教原理を受け入れているのであるから、キリスト教を汚す行為は秩序に反する行為である。したがって、冒瀆罪ほど社会に対する重大な犯罪はない。キリスト教は、我等の法と無関係ではない。」
- Specht v. Commonwealth, 8 Pa. 312 (1848).
「善良な社会では、一定の間隔で休日が必要であり、議会はその休日を決定する権限をもつ。」「キリスト教社会において、日曜が休日となるのは不思議なことではない。しかしながら、日曜安息日法は世俗的な法規である。」「本法は、信仰を強制するものでもなければ、法定教会を設立するものでもない。」「どの日を休日にするかは、便宜的な問題にすぎない。また、本法がユダヤ教徒や土曜日安息宗派の信者に2日連続して休むことを要求するものであるにしても、それは付隨的な障害であって、それをもってキリスト教を優遇しているということはできない。」

アメリカ政教関係－資料2

- 1930年代の公立学校における聖書朗読の状況

法律で聖書朗読を義務化した州 (太字は朗読拒否を容認)	AL, AR, DE, FL, GA, ID, KY, ME, MA, NJ, PA, TN, DC, 13(5)
法律で聖書朗読を容認した州 (太字は朗読拒否を容認)	IN, IO, KS, MS, NV, NM, NY, ND, OK, SD, 10(4)
法律で聖書朗読を禁止した州	AZ, CA, IL, LA, UT, WA, WI, WY, 8
判例で聖書朗読を容認した州 (太字は朗読拒否を容認)	CO, MI, MN, OH, TX, 5(2)
判例で聖書朗読を禁止した州	NE, 1

(他の18州は、聖書朗読を教育委員会または教師の裁量に委ねていた) (1934年現在)

- Thomas Cooley, *A Treatise on the Constitutional limitations* (5th ed. 1898).

「18世紀末の各州憲法に共通した政教分離の具体的な内容。

- 政府と宗教の結合の禁止
- 宗教、宗派間の不平等取り扱いの禁止（主にプロテスタント、キリスト教的理解の範囲内）
- 宗教を維持するための課税禁止、および宗派教育のための課税禁止
(その他、宗教礼拝強制の禁止、〔宗教差別を目的とした〕信仰表明あるいは宗教活動規制の禁止)

「上記に抵触しない限り、政府は、人々の信仰心を鼓舞し励ますために、公の儀式などで（キリスト教の）神を厳粛に承認することはできる。軍隊付聖職者の指名、議会開会時の祈祷、教会財産の免税などは憲法の原則に反するものではない。またアメリカをキリスト教国と認識することも政教分離に違反しない。」

- Everson v. Board of Educ., 330 U.S. 1 (1947)

「憲法修正第1条の国教樹立禁止条項は、少なくとも次のことを意味する。州政府も連邦政府も、教会を設立してはならない。また1つの宗教を援助する法律、総ての宗教を援助する法律、または或る宗教に他の宗教と異なる特別の便宜を与える法律を制定してはならない。人をその意思に反して教会に行かせるよう、または行かせぬように強いることもできなければ、誘導することもできない。いかなる宗教についても、その信仰または不信の表明を強制することもできない。何人も、宗教上の信仰または不信を抱いたため、あるいはそれを公言したために、そして教会に出席または出席しないために、処罰されなければならない。それがいかなる名称のものであろうと、またいかなる形式で宗教を教え宗教行事を行うものであろうと、なんらかの宗教活動または宗教団体を支持するために、多額なると少額なるとを問わず、いかなる租税も課することはできない。州政府も連邦政府も、公然たると内密たるとを問わず、いかなる宗教組織または宗教団体が司る事に参加してはならない。またその逆も許されない。」

近代アメリカにおける政教関係

高畠英一郎（日本大学）

はじめに

establishment of religion の 2 つの意味

- ・（伝統的）ヨーロッパ的国教制－1 つの宗教あるいは宗派が、政府との結び付きを通じて、法的に独占的な特権を享受すること。
 - (1) 異教徒の信仰の自由の制限あるいは禁止、国教宗派の信仰強制・教義教育の強制
 - (2) 異教徒に対する公務就任資格の剥奪、財産権などの制約
 - (3) 国教宗派に対する寄付の強制（宗教課税）
 - (4) 国教宗派の内部事項－例えば宗教指導者の指名や儀式もしくは教義の内容－についての政府の干渉
- ・アメリカ型法定教会制－1 つあるいは複数の宗教の優遇、もしくはプロテスタント全体の優遇。具体的には、1 つあるいは複数の教会に対する法的な承認と公金による財政援助。

A. 植民地時代（17世紀～18世紀）の宗教制度

- ・北部の神聖政治
- ・南部のイギリス国教会制（バージニア）
 - (1) あらゆる伝道師はイギリス国教会の様式でキリスト教を伝道しなければならない。
 - (2) 住民総てに、教会へ行くこと、安息日を遵守することを義務づけ、聖職者に定期的な宗教教育の実施を命じ、冒瀆、聖所侵犯などの宗教に対する罪、および三位一体論に対する批判を厳しく処罰した。
 - (3) 国教会聖職者の生活費を公費負担すること、およびその財源として住民総てに対する十分の一税の課税。
 - (4) 結婚式の司祭を国教会聖職者に限定。総ての聖職者に 39 箇条の信仰規準を強制。教会建設費及び修繕費の課税。
- ・中部の宗教的寛容、ロードアイランドの政教分離制
- ・法定教会複数制

B. 建国時（1776 年～1833 年）の宗教制度

- ・連邦制
 - 連邦－政教分離
 - 州－宗教制度の方針については各州に委ねられており、政教分離制を採用する州もあれば、法定教会複数制を採用する州もあった。
- ・法定教会制の終焉
 - 連邦憲法修正第一条制定時（1791）の法定教会制を継続していた州は 7 州。
 - バージニア州の法定教会制廃止（1779）「請願と抗議の書」
 - マサチューセッツ州の法定教会制廃止（1833）－法定教会制の終焉

C. 19世紀の政教関係－事実上の国教としてのキリスト教（*De Facto Protestant Establishment*）

- ・Joseph Story, *Commentaries on the Constitution* (1833) の見解

- a. 宗教審査（religious test）
- b. 冒瀆罪（blasphemy）
People v. Ruggles, 8 Johns. 290 (1811)
- c. 日曜安息日法（Sunday closing laws）
Specht v. Commonwealth, 8 Pa. 312 (1848)
- d. 公立学校における宗教教育
1930 年代の公立学校における聖書朗読の状況
- e. 立法・司法におけるキリスト教の承認（議会開会時の祈禱など）

おわりに

- ・Thomas Cooley, *A Treatise on the Constitutional limitations* (5th ed. 1898) の見解

- ・20世紀後半の政教関係
Everson v. Board of Educ., 330 U.S. 1 (1947)

イギリス政教関係キーワード

ピューリタン（清教徒）

16-17世紀のイングランド及びアメリカのニューイングランドにおける改革的プロテスタント・キリスト者の総称。17世紀には、国教会からカトリック的な要素を除去し、宗教改革を徹底しようとした。

イングランド国教会

- (1) ヘンリー8世（在位 1509-47）治世下の宗教改革によって、ローマ・カトリック教会から独立したイングランド国王を首長とするイングランド国教会が誕生。
- (2) ヘンリー8世の死後、プロテスタントのエドワード6世（在位 1547-53）の治世においては、急速にプロテスタント化が押し進められ、二つの重要な改革が行われた。即ち、①共通祈祷書の作成、②42箇条という新しい信仰箇条の制定である。
- (3) エリザベス1世（在位 1558-1603）：イングランド国教会の定着化
まず、教会制度については、①国王がイングランド国教会の首長を兼ねる：国王至上法が改めて議会で可決され、これによって、メリヤ治世の法が廃止され、ローマ・カトリック教会からの分離が確定した。また、礼拝統一法が制定され、共通祈祷書の使用が強制された。さらに、教義面については、1571年「39箇条」が制定されている。

自治体法 Corporation Act

都市自治体の行政にかかる官職に就いている者にイングランド国教会のサクラメントを受けること、国王への忠誠と国王至上の宣誓をすること、革命期に議会軍がスコットランド長老派と結んだ協定「厳肅な同盟と契約」Solemn League and Covenant を放棄することを要求し、都市自治体の行政から非国教徒を排除することを目的とした。

エラストス主義

主として、ウィックによって唱えられた、宗教上の決定に関する最終決定権は教会ではなく、国家にあるとの思想。

審査法 Test Act

カトリック・プロテスタント双方の非国教徒が国家・自治体の公職につくことを禁止した法律、1828年に廃止された。そこでは、聖典による審査に代えて「宣言」がなされた。

カトリック教徒解放法

1829年に制定。これ以前は、カトリックであることは、宗教上の問題というよりは反逆罪の問題として取り扱われた。なお、本法によりカトリックに対する特別宣誓が認められた。忠誠宣言することで議員選挙権、被選挙権が付与され、世俗官職も保持が可能とされた。

イギリス政教関係史略年表

1533	上告禁止法
1534	国王至上法
1549	（第一次）礼拝統一法
1571	イングランドの教会の三十九箇条
1593	ピューリタン弾圧法、ローマ・カトリック教徒弾圧法
1661	自治体法 (corporation Act)
1664	集会法 (Conventicle Act)
1665	5マイル法 (Five Mile Act)
1672	第二次信仰自由宣言公布 (チャールズ2世のカトリック寄りの政策)
1681	チャールズ2世 議会解散 それ以後議会を召集することなく死亡
1685	ジェームズ2世即位
1688	信仰自由宣言をすべての教会で朗読する旨の枢密院令
1828	審査法 (Tests Act)、自治体法の廃止
1829	カトリック教徒解放法 (1926年法により平等達成)
1831	再審裁判所の設立
1832	第一次選挙法改正
1835	都市自治体法
1845	国教会はじめての女子修道院設立
1846	Religious Disabilities Act 第2条「ユダヤ教徒は、学校、信仰の場所等に関して、プロテスタント非国教徒と同様の法律に服するものとする」
1847	ゴラム事件：国教徒からローマ教会に多くの転向者を生んだ事件
1855	礼拝所登記法 (Places of Worship Registration Act)
1857	検認裁判所、離婚及び婚姻事件裁判所設立
1858	Jews Relief Act：ユダヤ人が下院議員として認められる。新方式の議員宣誓方式
1859	ダーウィン『種の起源』、J.S.ミル『自由論』公刊
1866	議会宣誓法 (Parliamentary Oaths Act) 議会宣誓の単純化
1867	第二次選挙法改正、第一回ランベス会議
1868	グラッドストン第一次自由党内閣（-74年） 強制的教会税廃止法 (Compulsory Church Rate Abolition Act) Promissory Oaths Act
1869	アイルランド国教会廃止法
1870	初等教育法
1871	大学審査法 (University Tests Act) 教会十分の一税法 (Ecclesiastical Titles Act)
1874	Public Worship Regulation Act, ディズレリー保守党内閣（-1880年）
1880	第二次グラッドストン自由党内閣（-85年）
1884	第三次選挙法改正
1885	ユダヤ人が貴族院議員として認められる。
1886	ピール議長により、Bradlaugh議員宣誓をすること認められた。
1888	宣誓法 (Oaths Act)

近代イギリスの政教関係

原田一明（國學院大學）

I イギリス国教会体制の形成

1 16世紀の国教会体制（法的形態の確立）

国教会体制=一連の議会制定法により確立（超法規的に行われた大陸諸国との相違）

2 17世紀後半における非国教徒政策の変更：寛容法の制定

- ① 1660年 王政復古後、ピューリタン革命後に廃止されていた主教制と共に祈祷書(Book of Common prayer)が復活し、国教会が再建。
- 一方で、プロテスタント非国教徒(Dissenter)に対して礼拝集会の禁止、聖職禄の剥奪などの弾圧法が制定。
- ②しかし、名誉革命後、寛容法が成立
→ 非国教徒に対する国教会のドラスティックな態度変更

3 「寛容」と「包括」

17世紀の非国教徒政策としては、寛容(toleration)と包括(comprehension)との二つがある。

- ①「包括」とは、国教会の教義や儀式の規定の一部を緩やかにすることによって、穏健な非国教徒が改宗することを容易にして、国教徒に取り込むこと。
- ②「寛容」とは、非国教徒に対する刑罰法の適用を免除して、国教会の外で様々なプロテスタント宗派が礼拝をすることを容認すること。
- 「信仰自由」(indulgence)

チャールズ2世の信仰自由宣言：非国教徒及びカトリック教徒にも礼拝の自由

4 カトリックの脅威

①クラレンドン法典と呼ばれる一連の弾圧法の制定

= 礼拝統一法：聖職禄と聖職の昇進を求める者にこれを課した。

これは、国教会を強制する手法

②ジェームズ2世即位

→ 国王と国教会との対立頂点に達する

③名誉革命によりジェームズ2世を追放し、1688年に寛容法を制定

→ これにより、外部に非国教徒の存在を許すことになり、厳密な意味での国家教会体制ではなくなった。寛容法は国教会体制を維持するための一つの方策。

5 18世紀の政教関係：政党政治の進展の中で

①ローチャーチ=プロテスタント化：ホイッグ

②ハイチャーチ=カトリック化=トリー

→ 宗派的対立が議会対立に結びつく

ホイッグの勝利=state churchの時代

→ 議会・政治の優位=教会の役割低下

II 19世紀イギリスにおける政教関係

19世紀政教関係理解のための前提

- ① 二大政党制の形成と宗教的二元主義
- ② 団体のあり方の変更：19世紀は、議会、自治体、国教会、大学、学校、公務員制度に対して民主主義的な新生命を吹き込んだ
- ③ 議会改革の行方と宗教に関する市民的平等の高まり

(1) 1828年審査法の意義

- 審査法=カトリック・プロテスタントの非国教徒が公職につくこと禁止
- ・チャールズ2世の治世以来 審査法は「契約の箱」
- ・審査法は、国教会が名誉革命体制とハノーバー家の王位継承を受け入れる際の条件
- ・審査法の廃止と非国教徒の完全な政治的解放
- 1835年 都市自治体法、1867年 第二次選挙法改正

(2) アイルランドカトリック協会の動向：1829年カトリック解放法

III イギリス政教関係の理解の仕方

国教会とその他の宗派との関係については、17世紀に基本的な枠組みがつくられ、19世紀にいたって完成了と言えないか。

⇒ 19世紀の社会の急激な変化を受けて、教会の腐敗堕落からの再生

(1) 包括と寛容：二つの途

- 17世紀にこの枠組みが提示
- 「カトリックな君主」と「イングリカンな議会」との対立
- ①包括=国教会の教義を緩和
- 多元的宗派間の対立的な併存ではなく、一元的な国家教会制(State Church)の体制へ
- ②寛容=厳格な教義を維持可能
- 多元的宗派の対立的な併存

②のあり方は、必ずしも国家教会制ということはできず、イングリカンチャーチに公定宗教的地位を与えつつも、かなり分離型に近い教会・国家関係といえるのではないか

(2) 公定宗教体制という考え方

- 王政復古後、実質的に「国教」という時代、19世紀の三十年代まで続いた。
- 1828年以降の法律=デイングリカナーズ
- ①国家からの財政的援助を受けていない=教会の自由献金制度による運営
- ②総教会会議(general synod)によるデモクラチックな運営
- 国王がhead, governorというイメージではない。